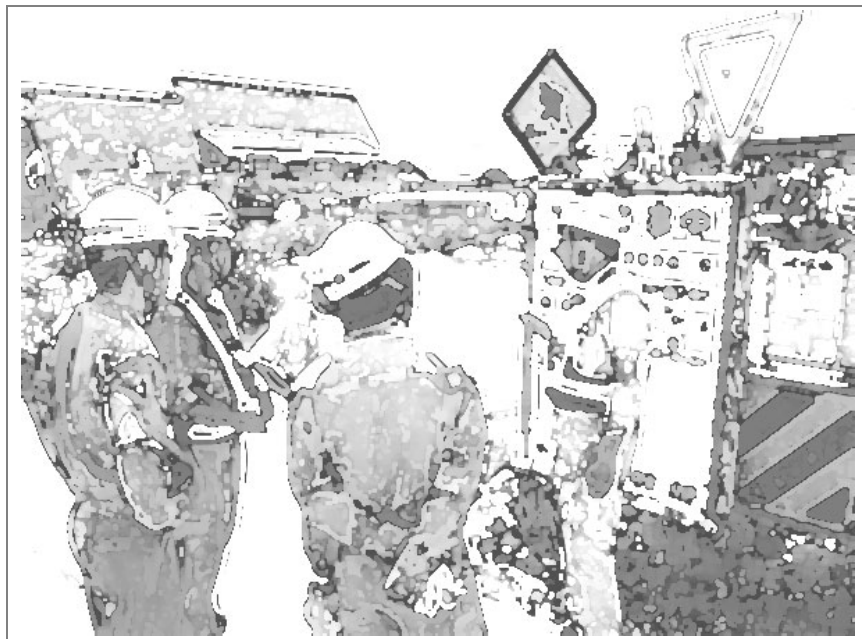


# 公共工事の適正な管理のために

( 施工プロセスチェックの手引き )



岡 崎 市

## はじめに

公共工事の品質確保は、受発注者双方に課せられた責務であり、公共施設の質と耐久性の向上を目指した施工管理、監理監督が重要となります。特に、現場における日常の出来形・品質管理は、その品質を大きく左右する重要な部分であり、そのための適正な施工の確保が不可欠であると考えられます。

この手引きは、関係法令、契約約款、工事標準仕様書等の遵守及び、公共工事の施工過程（プロセス）における適正な管理を行うため、施工プロセスチェックリストの各項目における、請負者、監督職員の「注意事項」、「チェックポイント」、「判断基準」、「参考資料」の4点について、その内容を補足し整理をしたものです。

また、手引き中の「判断基準」については、工事成績評定の評定者である各監督職員による、プロセス段階での客観的かつ偏りのない評定を行うための判断基準であり、受発注者双方の意識の共有化を目的として記述しています。

プロセスチェックリストの受発注者双方の積極的な活用をお願いします。

平成22年1月

## 目 次

### 第 1 章 工事の契約

工事契約までの流れ	7
-----------	---

### 第 2 章 プロセスチェックリスト

施工プロセスチェックリスト記入の仕方	9
施工プロセスチェックリスト(岡崎市版:発注者、請負者用)	10

### 第 3 章 プロセスチェックの手引き

本手引きの見方	15
---------	----

#### 1 施工体制

##### ・ 施工体制一般

PC 1	現場に配置される元請負者の技術者を確認します。	17
PC 2	契約締結後に提出する必要な書類を確認します。	20
PC 3・4	工事実績情報の JACIC/CORINS 登録について確認します。	21
PC 5・6・7	元請負者の退職金制度について確認します。	23
PC 8・9	下請の内容について確認します。	26
PC 10	施工体制台帳の作成、提出について確認します。	28
PC 11	施工体系図の作成、掲示について確認します。	31
PC 12	届出された業者での作業を確認します。	32
PC 13	元請負者の技術者の主体性について確認します。	33
PC 14	元請負者の技術者の主体性について確認します。	34
PC 15	下請負者への実質的関与について確認します。	35
PC 16～20	工事現場及び現場付近に掲示する看板、標識の掲示について確認します。	36

##### ・ 配置技術者

PC 21・22	現場代理人の連絡体制、管理運営状況を確認します。	43
PC 23	元請負者の配置技術者の同一性について確認します。	44
PC 24	主任技術者・監理技術者の技術的指導、管理状況について確認します。	45
PC 25	請負者の技術者専任について確認します。	46
PC 26	施工に必要な作業主任者について確認します。	47

## 2 施工状況

### . 施工管理

PC 2 7・2 8	設計図書の照査について確認します。 . . . . .	49
PC 2 9	適正な施工計画書の作成、提出について確認をします。 . . . . .	50
PC 3 0	施工計画書の記載と現場施工・仕様について確認します。 . . . . .	53
PC 3 1～3 4	使用材料の承諾、管理状況について確認します。 . . . . .	54
PC 3 5・3 6	出来形の管理状況を確認します。 . . . . .	55
PC 3 7	品質の管理状況を確認します。 . . . . .	57
PC 3 8・3 9	検査、確認及び立会いの実施状況について確認します。 . . . . .	60
PC 4 0・4 1	産業廃棄物及び指定副産物の適正処理について確認します。 . . . . .	61
PC 4 2・4 3	建設副産物及び建設廃棄物の利用促進計画及び実施について確認します。 . . . . .	64
PC 4 4	建設機械を仕様書に従い適正に使用しているか確認します。 . . . . .	65

### . 工程管理

PC 4 5	工事の履行状況を確認します。 . . . . .	69
PC 4 6	工事記録について確認します。 . . . . .	70
PC 4 7	社内検査の実施状況について確認します。 . . . . .	71
PC 4 8	高度な工程管理による工期短縮について確認します。 . . . . .	72

### . 安全対策

PC 4 9～5 1	現場における請負者の安全活動実施状況を確認します。 . . . . .	75
PC 5 2	作業員の保安具、保安設備等の必要な 安全装備についての安全巡視状況を確認します。 . . . . .	76
PC 5 3	請負会社の安全活動実施状況を確認します。 . . . . .	77
PC 5 4・5 5	交通誘導警備業務について確認します。 . . . . .	78
PC 5 6	過積載防止の取り組み状況を確認します。 . . . . .	79
PC 5 7	山留め、仮締切、足場、支保工等の管理点検状況を確認します。 . . . . .	81

### . 対外関係

PC 5 8	関係機関との協議、折衝等について確認します。 . . . . .	83
PC 5 9	近接工事又は施工上密接に関連する 他工事の請負者との調整協力状況について確認します。 . . . . .	84
PC 6 0	地元住民等（直接関係者）への対応状況を確認します。 . . . . .	85
PC 6 1	第三者（直接関係しない）への対応状況について確認します。 . . . . .	86
PC 6 2	請負工事中の公衆損害・事故等の対応状況について確認します。 . . . . .	87

## 第4章 工事の完成

工事完成までの流れについて . . . . .	89
-------------------------	----

## 第5章 別添資料

1.建退共済証紙購入の考え方【別添資料1】	91
2.建設業の許可と建設業の種類【別添資料2】	92
3.監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格等【別添資料3】	97
4.交通誘導員の資格【別添資料4】	98
5.「騒音規制法」に基づく「特定建設作業の実施の届出」適用範囲イメージ 【別添資料5】	99
6.「特定建設作業の実施の届出」の祝祭日・日曜日の届出書【別添資料6】	100
7.農地転用と固定資産税【別添資料7】	101
8.現況地目の認定について【別添資料8】	103
9.産業廃棄物処理業の許可等の取扱い【別添資料9】	削除
10.出来形測定時の注意事項【別添資料10】	104
11.産業廃棄物管理票(マニフェスト)の留意事項【別添資料11】	106
12.工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて 【別添資料12】	108
13.現場で発生したコンクリート取り壊し材の処理について【別添資料13】	109
14.作業主任者、作業指揮者の選任を必要とする業務【別添資料14】	110
15.参考サイト【別添資料15】	117

## 第6章 工事関係図書の取りまとめについて

工事関係図書の取りまとめについて	118
------------------	-----

## 第7章 補足

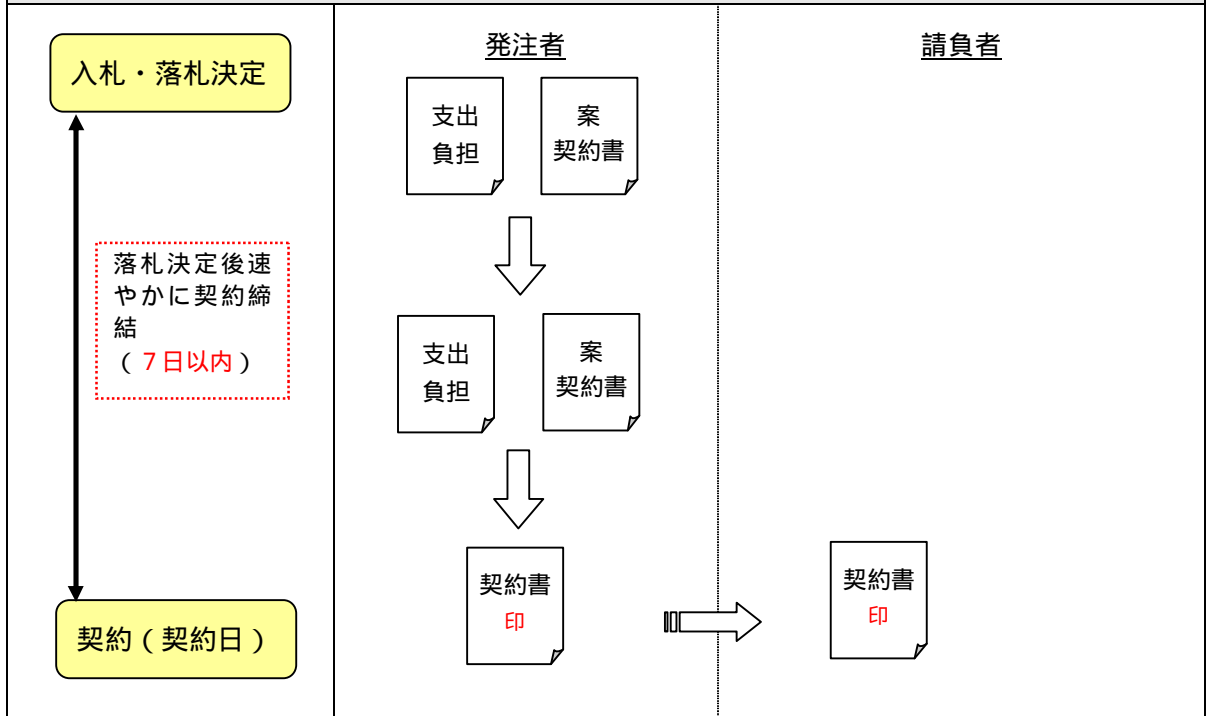
期間の定めについて	121
-----------	-----



## 第 1 章 工事の契約

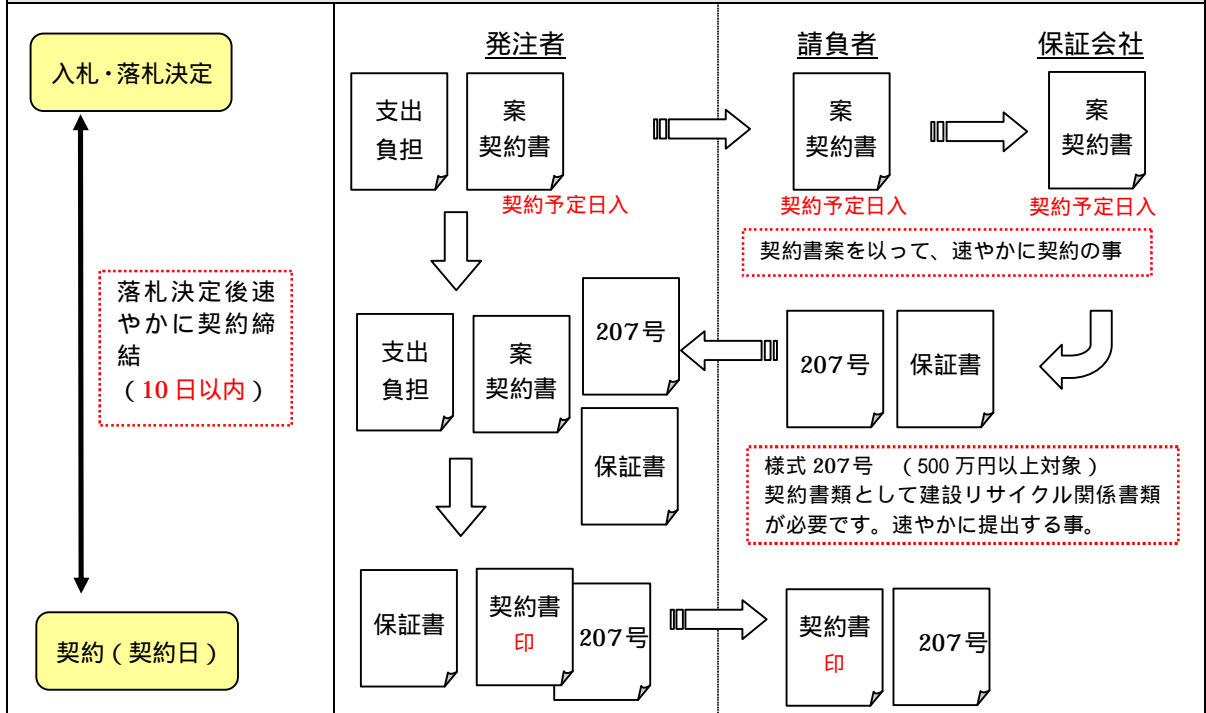
## 工事契約までの流れ

保証を付さない場合（500万円未満）



- ・ 期間の初日は算入せず末日の終了をもって期間の終了とする。（初日不算入）
- ・ 期間の末日が休日に当たるときは、その翌日とする。

保証を付す場合（500万円以上）



- ・ 期間の初日は算入せず末日の終了をもって期間の終了とする。（初日不算入）
- ・ 期間の末日が休日に当たるときは、その翌日とする。

## 第2章 プロセスチェックリスト





施工プロセスチェックリスト(発注者 請負者用)

(2/4)

審査項目	細目	N O	確認事項	確認する書類	提出	提示	チェック内容	チェックの 目 安	項目	日付及びチェック時の「適正」、「口頭」、「指示書」の別に「 <input type="checkbox"/> 」印	チェック結果
1 施工体制	施工体制一般	15	一括下請負の禁止、元請負人の実質関与	作業手順書等			元請負者が、下請負者に対して、施工の指導や調整を行っているか。	施工時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		16	建設業許可標識等	工事看板類			公衆の見やすい場所に設置していますか。	施工時		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		17		工事主看板	(写真)		記載内容は適正ですか。		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		18		建設業許可票(元・下請共)	(写真)		記載内容は適正ですか。(専任、許可を受けた建設業、許可有効期間) 大きさは適正ですか。(40cm×40cm以上) 下請業者の建設業許可標識の掲示がされていますか。		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		19		労災保険関係成立票	(写真)		記載内容は適正ですか。(注文者、事業主代理人氏名) 大きさ(40cm×50cm)は適正ですか。		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		20		作業主任者一覧表	(写真)		工事関係者の見やすい場所に掲示がされていますか。		対象外 <input type="checkbox"/>	( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	配置技術者	現場代理人	21	現場確認			現場に常駐している。又は会社事務所等に待機しており業務に支障がない。	施工時		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
			22	協議書(工事打合簿)	(協議録)		現場の管理運営が的確である。 監督職員との連絡調整及び対応の記録がある。		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		主任技術者 監理技術者等の専任制	23	技術者届 工事従事者証			届出内容と現場の配置技術者 主任技術者 監理技術者 が同一であるか。	施工時		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
			24	現場確認			主任技術者、監理技術者は技術的指導をしているか、技術的トラブルへの対応が不十分でないか。		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
25			現場確認			専任を必要とする技術者(2500万円以上、建築一式5000万円以上)は現場に専任していますか。	対象外 <input type="checkbox"/>		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
26			作業主任者資格者証等(写)			工事の施工に必要な作業主任者を定め、資格要件について内容の整理がされているか。	対象外 <input type="checkbox"/>		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2 施工状況	施工管理	27	設計図書の照査	照査チェック表・工事打合簿			設計図書の照査結果が事前に報告されましたか。	着手前	対象外 <input type="checkbox"/>	( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		28		確認資料・工事打合簿			設計図書と施工条件、仕様を照査し現場との相違がある場合、事前に協議がされていますか。	着手前 施工時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	施工計画書	29	施工計画書			現場条件等を考慮した適正な施工計画書が施工(変更を含む)に先立ち、提出されましたか。	着手前		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		30	現場確認			施工計画書(変更を含む)の記載内容と現場施工(仕様)が一致していますか。	施工時		( / / ) 適・口・指 口 口 口	適正 口頭 指導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

施工プロセスチェックリスト(発注者 請負者用)

(3/4)

審査項目	細目	NO	確認事項	確認する書類	提出	提示	チェック内容	チェックの目安	項目	日付及びチェック時の「適正」、「口頭」、「指示書」の別に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印	チェック結果
2 施工状況	施工管理	31	材料管理	使用材料の承諾願い			使用材料の承諾願いが適正に提出され、漏れがないか。	施工時		( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>
		32		使用材料管理表			主要使用材料の納入数量及び設計数量との比較がされていますか。			( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>
		33		使用材料の納入伝票			使用材料の納入管理表との整合がとれているか。			( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>
		34		使用材料の検収写真	(写真)		主要使用材料の検収がされた記録があるか。			( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>
	35	出来形管理	出来形管理表			出来形の管理表に漏れはありませんか。	施工時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	36		出来形管理図			出来形管理図の作成 記載漏れはありませんか。		対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	37	品質管理	品質試験結果表			品質に沿った規定の品質試験が実施されましたか。	施工時		( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	38	検査(確認含む)及び 立会等の調整	段階確認書・施工状況把握報告書 (様式第3号)			段階確認書 施工状況把握報告書に基づき適切に実施されましたか。	施工時		( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	39					机上確認の資料が添付、整理されているか。			( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	40	建設副産物及び建設 廃棄物	マニフェスト管理台帳 (様式第212号)			産業廃棄物管理票(マニフェスト)と整合した、マニフェスト管理台帳が提出されたか。	施工時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	41		産業廃棄物管理票(マニフェスト)			産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されたことが確認できたか。 確認 照合欄の処理がされているか。		対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	42		再生資源利用及び同利用促進計画 画書	(施工計画)		再生資源利用及び同利用促進計画書をCREDAシステムにより作成し、施工計画書に含め提出した。	着手前	対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	43		再生資源利用及び同利用促進実施 書			処理完了後、再生資源利用及び同利用促進実施書をCREDAシステムにより作成し、提出したか。 実施内容との整合がとれているか。	完了時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
	44	建設機械類の確認	低騒音型、低振動形機械のシール	(写真)		計画をした建設機械(排ガス対策型 低騒音型 低振動型建設機械等)が使われましたか。	施工時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>	
45	工程管理	工事履行報告書(様式第31号) 実施工程表			実稼働工期が1箇月以上であるか。(以下は対象外) ・月1回報告がされ、工程のフォローが確認できるか。(実施工程表等の資料添付)	施工時	対象外 <input type="checkbox"/>	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>		
46		工事記録			施工計画提出、安全訓練、パトロール、社内検査、担当者の確認、監督職員、関係機関立会、休日等の記載がありますか。			( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 適・口・指 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/>		

施工プロセスチェックリスト(発注者 請負者用)

(4/4)

審査項目	細目	NO	確認事項	確認する書類	提出	提示	チェック内容	チェックの目安	項目	日付及びチェック時の「適正」、「口頭」、「指示書」の別に「 <input type="checkbox"/> 」印	チェック結果		
2 施工状況	工程管理	47	工程管理	社内検査報告書、完成届			・工程内容が適正に管理され、工期内に社内検査を実施し、担当者の確認を受けたか。	施工時		( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □		
		48		協議書 (提案書)			・工程管理に提案があり 適正に管理された。又は工期短縮に努めたか。(概ね1箇月程度の短縮)			( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □		
	安全対策	安全活動	49	安全活動	KY、TBM活動記録簿			・KY、TBMが実施し記録があるか。	施工時		( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			50		新規入場者教育記録簿			新規入場者教育が実施された記録があるか。			( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			51		安全訓練実施報告書 (様式第3号)			・安全訓練等を実施し記録があるか。 ・安全訓練参加者の名簿があるか。 ・資料が整理されているか。			( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			52		安全巡視記録簿			・作業員の服装と保護具の装備状況、安全標識や保安施設等の設置管理の巡視記録があるか。			( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			53		災害防止協会等活動記録簿 社内パトロール記録簿			・災害防止協会 安全委員会を設置し活動記録(社内パトロール、安全大会)があるか。		施工時		( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □
			54		交通誘導員報告書			交通誘導員の配置が適切であり 誘導記録があるか。			対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □
			55		交通誘導員資格証(写) 誘導業務経歴書			有資格者(交通誘導2級)の配置及び有資格者が配置できない時の協議がされたか。			対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □
			56		車両検収 積載管理表・伝票			過積載防止に取り組んでおり 啓発活動の記録があるか。			対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □
	57	仮設等管理点検記録簿			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録があるか。 ・足場、支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理の記録があるか。	対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □					
	対外関係	近接工事との調整	58	近接工事との調整	関係機関等 関係官公庁への提出書類	(協議級)		関係機関との協議、折衝等が行われた記録があるか。 官公庁への届出書の添付資料は提示	施工時	対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			59		協議書 (工事打合簿)	(協議級)		近隣工事又は施工上密接に関連する他工事の請負者と協議記録があるか。		対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			60		協議書 (工事打合簿)	(協議級)		地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情等の対応を適切に行い、処理した記録があるか。		対象外	( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
			61		協議書 (工事打合簿)	(協議級)		第三者からの苦情等がなかったか。 第三者の苦情等の対応を適切に行い、実施した記録があるか。			( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □	
	62	事故報告書 (様式67号)	(協議級)		事故等がなかったか。 事故等の対応を適切に行い、実施した記録があるか。		( / ) 適・□・指 □ □ □	適正 □ 頭 □ 指導 □ □ □					

### 第3章 プロセスチェックの手引き

# 本手引の見方

施工プロセスチェックリスト No

PC 1	現場に配置される元請負者の現場代理人と技術者を確認します。
提出	現場代理人・主任 (監理) 技術者届 (様式第 17号)
提示	「雇用関係の確認」・「技術者要件の確認」(必須)

このプロセスチェックで確認する内容

プロセスチェックの内容を提出により確認します。

プロセスチェックの内容を提示により確認します。  
**必須：必ず確認する内容**  
**任意：請負者からの提示**

注意事項  
 プロセスチェックの項目における請負者の注意事項を記載

### 注意事項 (請負者)

- 「現場代理人・主任 (監理) 技術者等届」(様式第 17号)を提出すること。
- ・契約後、監督職員に雇用関係と技術者用要件が確認できる書面を提出すること。
- ・技術者の途中変更<sup>2</sup>については、やむを得ない場合を除き、認め

チェックポイント  
 プロセスチェックの項目における監督職員の確認事項を記載

### Check-point!! (監督職員)

- ・現場に配置される現場代理人及び技術者の雇用関係を「保険証」等の提示で確認する。
- ・現場に配置される技術者の技術者要件を「監理技術者証」「技術者証」等の提示で確認する。  
 (実務経験による場合は、最終学歴と実務経験年数を聴き取りで確認する。)
- ・現場に配置される技術者の他工事の従事について、工事実績情報サービス (CORINS) により確認する
- ・配置技術者の専任義務のない工事 (請負 2,500 万円以下) の従事状況を確認し、適正に現場を管理しえる範囲かどうかの確認を行い適切に指導すること。

評価	PC 1 判断基準
適正	現場代理人と技術者の雇用関係及び配置技術者の技術者要件が書面の提示で確認できた。
口頭	書面の提示がなかったが、口頭指導後に書面の提示による確認ができた。
要指導	提示を求める口頭指導をしたが、提示がないので指示書による指導をした。
対象外	対象外事例無し

判断基準  
 プロセスチェック項目の監督職員の評価時の判断基準を記載

雇用関係及び技術者要件に虚偽が判明した場合は、契約課及び技術管理課へ連絡すること。

参考資料  
 プロセスチェック項目に関連する参考資料を記載

### 参考資料

- (1) 直接的かつ恒常的な雇用関係  
 主任技術者、監理技術者はペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保するため、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としている。

## 1 . 施工体制

### . 施工体制一般

PC1	現場に配置される元請負者の現場代理人と技術者を確認します。
提出	現場代理人・主任（監理）技術者届（様式第17号）
提示	「雇用関係の確認」・「技術者要件の確認」（必須）

#### 注意事項（請負者）

- ・「現場代理人・主任（監理）技術者届」（様式第17号）を提出すること。
- ・契約後、監督職員に雇用関係と技術者要件の確認ができる書面を提示すること。
- ・技術者の途中変更については、やむを得ない場合を除き認めない。

#### Check-point!（監督職員）

- ・現場に配置される現場代理人及び技術者の雇用関係を「保険証」等の提示で確認する。
- ・現場に配置される技術者の技術者要件を「監理技術者証」、「技術者証」等の提示で確認する。  
（実務経験による場合は、最終学歴と実務経験年数を聴き取りで確認する。）
- ・現場に配置される技術者の他工事の従事について、工事实績情報サービス（CORINS）により確認する。
- ・配置技術者の専任義務のない工事（請負2,500万円以下）の従事状況を確認し、適正に現場を管理しえる範囲かどうかの確認を行い適切に指導すること。

評価	PC1 判断基準
適正	現場代理人と技術者の雇用関係及び配置技術者の技術者要件が書面の提示で確認できた。
口頭	書面の提示がなかったが、口頭指導後に書面の提示による確認ができた。
要指導	提示を求める口頭指導をしたが提示がないので指示書による指導をした。
対象外	対象外事例なし

雇用関係及び技術者要件に虚偽が判明した場合は、契約課及び技術管理課へ連絡すること。

#### 参考資料

##### (1) 直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者、監理技術者はペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保するため、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としている。

##### 【雇用関係を確認するための書類】

###### ・現場代理人・主任技術者

健康保険被保険者証（5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。）

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届出る義務があり、それに従い決定額が通知される。）

住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。）

～ の書類については取扱注意とし、提示のみとして写しは求めない。

・ 監理技術者

監理技術者資格証（所属建設業者及び交付年月日を確認）

（表面）

氏名	年 月 日生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
	交付番号 番 号
	監理技術者資格者証
	年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土木大工と石版電線夕張石積しし板が建設内機絶縁器具水消滅
有 効	

指定資格者証交付機関においては資格者証交付の際、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認している。

有効期間は5年間

監理技術者資格証 表（図1）

< 施行後 > ～平成18年12月20日から2年以内に施行～

< 建設業法第26条第2項、同法施行令第2条 >

「監理技術者」が必要な工事

元請工事であり、かつ下請金額3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

< 建設業法第26条第3項の一部、同法施行令第27条 >

「専任の監理技術者」が必要な工事（※1）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事（国、地方公共団体等が発注する工事や鉄道、ダム、学校、病院、共同住宅等に関する工事、※2）であり、かつ請負金額2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）

< 建設業法第26条第4項 >

「専任の監理技術者が必要な工事」に該当する工事について、  
監理技術者資格者証  
監理技術者講習修了証  
が必要となります。

※1 「専任の監理技術者が必要な工事」＝「監理技術者資格者証及び講習修了証が必要な工事」となります。  
※2 ここで除外される工事は、個人住宅建築などに限られます。

(2)現場に配置される技術者の種類

・ 現場代理人（建設業法第19条の2、約款第11条）

現場代理人は請負契約の適正な履行を確保するため、請負者の代理人として工事現場の運営取り締まりを行い、通常、当該工事現場に常駐することが必要である。

・ 主任技術者（建設業法第26条1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施行する場合には、元請負・下請負の請負金額に係らず工事現場における工事施行について技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者を配置しなければならない。

・ 監理技術者（建設業法第26条2項）

下請負契約の契約代金が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。監理技術者は、下請負者を適切に指導、監督し、総合的な役割をする。

工事の途中で下請負の契約代金が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となった場合は、その時点で主任技術者を監理技術者に変更しなければならない。ただし、工事施行当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合は、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければならない。

・ 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合は、これら一式工事の内容である他の建設工事（例えば、住宅建築工事を施行する場合の屋根工事、電気工事等の専門工事）を自ら施行しようとするときは、当該工事に関する主任技術者の資格を有する専門技術者を配置しなければならない。

専門技術者を配置できない場合は、専門工事に係る建設業の許可業者に下請させなければならない。

下請の契約金額が 500 万円以上の専門工事、500 万円以上の附帯工事についても同様の扱いとなります。

(3)技術者の要件 1

技術者名		要件
主任技術者		1) 下記の実務経験を有する者 高等学校の指定学科卒業後 5年以上(第2号のイ) 高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上(第2号のイ) 大学の指定学科卒業後 3年以上(第2号のイ) 上記以外の学歴の場合 10年以上(第2号のロ)
		2) 1)と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者(第2号のハ) 1級及び2級施工管理技士等の国家資格取得者等
監理技術者	指定建設業以外	1) 1級施工管理技士等の国家資格者 2) 主任技術者要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が 4,500 万円以上である工事に関して、2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者 3) 1)又は2)と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定建設業	1) 1級施工管理技士等の国家資格者 2) 1)と同等以上の能力を有すると認められる者 国土交通大臣特別認定者

指定学科：建設業の種類ごとに定められている、当該建設業に密接に関連した知識及び技術等を学習することができるものと認められる学科

例) 土木工事業：土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科  
 建築工事業：建築学、都市工学に関する学科

(4)技術者の途中交代について 2(監理技術者制度運用マニュアル)

技術者等の工期途中での交代は、工事の適正な施行の確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする必要があり、下記の場合については認められる。

技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合。

受注者側の理由ではない工期延長の場合。

大規模工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

( ) は平成 16 年 3 月 1 日国総建第 317 号により追加適用)

関連サイト：国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/040301/manual.pdf>

PC2	契約締結後に提出する必要な書類を確認します。
提出	工程表（様式第14・16号）
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

##### (1) 建設リサイクル法関係書類（建り法第13条）

- ・落札後契約前に、説明書（様式第201号）、分別解体計画（様式第204号）、特記事項（様式第207号）の書類については、電子データ又はFDにて監督職員に提出すること。
- ・建築・土木・解体で様式が異なるため、該当様式を使用のこと。

##### (2) 工程表（契約約款第3条）

- ・契約（変更含）締結後14日以内に提出し、必ず監督職員の確認を受けること。
- ・工程に無理がないか、完成日が工期内となっているか注意すること。
- ・バーチャート式とし、「工程表」（様式第16号）を使用して工事内容を漏れなく記載すること。

- 1 請負代金内訳書は、入札時に提出するため、契約後の提出は削除（契約約款第3条）
- 2 「請負代金内訳書」（様式第15号）は、工事担当課で必要な時に提出を請求することができる。

#### Check-point!（監督職員）

- ・提出された書類の記載内容及び日付を確認する。（契約締結後14日以内）

評価	PC2 判断基準
適正	適正な必要書類が提出期日までに提出された。
口頭	提出された書類内容に不備があったが、監督職員が口頭指導した再提出期日までに適正に修正提出された。（未確認は無印）
要指導	再提出期日が守られなかった。
対象外	対象外事例なし 建り法関係書類は請負金額が500万円未満の場合

PC 3 PC 4	工事实績情報の「日本建設情報総合センター（JACIC）」への登録について確認します。
提出	「 - 」
提示	登録のための確認のお願い（必須）、登録内容確認書（必須）

#### 注意事項（請負者）

請負者は、請負金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「登録のための確認のお願い（旧：工事カルテ）」を作成し、監督職員の確認を受けたのち、工事实績情報として（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請をすること。また、登録機関発行の「登録内容確認書（旧：カルテ登録受領書）」が請負者に届いた際には、その写しを監督職員に提示すること。

##### (1) 受注時

- ・ 契約後（契約日の翌日から） 土日、祝日を除き 10 日以内に登録すること。
- ・ 「工事名」、「請負金額」、「工期」、「工事内容」等の記載事項を確認し、技術者の専任が必要な場合は 監理技術者番号を必ず記入すること。

##### (2) 登録内容の変更時

- ・ 変更があった日から、土日、祝日、年末年始を除き 10 日以内に登録すること。
- ・ 登録内容の変更とは、「工期」、「現場代理人」、「主任技術者」、又は「監理技術者」の変更をいう。
- ・ 契約変更により請負金額が 500 万円未満になった場合は、変更登録をして下さい。
- ・ 当初請負金額が 500 万円未満の工事で、変更契約により最終請負金額が 500 万円以上となった場合は、変更契約のみ工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し登録すること。
- ・ 当初請負金額が 2,500 万円未満の工事で、変更契約により請負金額が 2,500 万円以上となった場合は、詳細 CORINS に変更登録すること。
- ・ 変更時と完成時の期間が 10 日未満の場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

##### (3) 完成時

- ・ 工事完成後 10 日以内に登録申請すること。
- ・ 予定工期（受注時データの工期の終了日）を過ぎた時点で、自動的に竣工時データ扱いとされるので注意すること。
- ・ 請負金額に 5 割以上の増減があった場合は、工事が竣工するとき訂正手続を行うこと。

##### (4) 訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

#### Check- point!

・ 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書の写しにより登録日、内容が適正に登録されたかを確認する。

評定	PC 3 PC 4 判 断 基 準
適 正	「登録内容確認書」により登録期日までに適正に登録されたことが確認できた。
口 頭	申請期日内に事前確認されたが登録期日が守られなかった。（未確認は無印）
要指導	登録忘れ、提示忘れがあり 1 回以上登録及び提示の指導（指示書の発行）をした。登録申請されなかった。
対象外	請負代金が 500 万円未満の場合

(1) CORINS/JACIC 検索システムとは？

JACIC 検索システムは、工事实績情報サービス「CORINS」と「財団法人建設業技術者センター(CE財団)」の提供している「企業情報」とを一体的に検索できるシステムです。建設会社の工事实績の確認や手持工事量、合わせて、技術者の専任制確認や技術者の資格内容の確認、建設会社の経営審査情報の確認などを行うことができます。

【データベースにより提供される情報項目】

工事实績情報サービス	企業情報サービス	専任制確認サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事实績情報</li> <li>・工事契約内容の情報</li> <li>・施工内容に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監理技術者資格証情報</li> <li>○建設業許可情報</li> <li>○経営事項審査情報</li> <li>○前払金保証契約情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監理技術者重複工事 確認結果</li> <li>○監理技術者資格証情報 確認結果</li> <li>○監理技術者所属業者 確認結果</li> <li>○主任技術者重複工事 確認結果</li> </ul>

PC5 PC6 PC7	元請負者の退職金制度について確認します。
提出	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の写真（建退共の場合）
提示	建退共の契約者証写し（必須）、中退共証明書写し（必須）、特退共証明書写し（必須）、就業規則写し（必須）

#### 注意事項（請負者）

請負者は、退職金制度を確認できる書類を監督職員に提示すること。

##### (1) 建設業退職金共済制度の場合

- ・金融機関が発行する「掛金収納書」は請負者にて保管し、監督職員が提示を求めた場合に提示をすること。
- ・証紙は1工事ごとに必要な枚数を購入し、掛金収納書には発注者名、工事名を記入すること。
- ・共済証紙の払出については、建退共の指定様式第41号にて整理をすること。
- ・建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識については建設現場内の見やすい場所に掲示すること。

##### (2) 中小企業退職金共済制度の場合

- ・中小企業退職金共済本部発行の証明書の写しを提示すること。

##### (3) 特定退職金共済制度の場合

- ・各退職金共済組合発行の証明書の写しを提示すること。

##### (4) 事業者独自の制度等の場合

- ・就業規則等の写し（抜粋可）を提示すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・退職金制度の加入状況について各書類により確認する。
- ・適宜、共済証紙の払出状況について確認する。
- ・「建退共」標識の現場掲示を確認する。
- ・掲示状況の分かる写真を提出させ確認する。

評価	PC5・PC7 判断基準
適正	各退職金制度の契約者証写し、加入証明写しにより加入状況が確認できた。
口頭	監督職員が口頭指導したことにより、退職金共済制度の確認ができる資料が提示され確認できた。（未確認は無印）
要指導	退職金制度の確認ができる資料の提示を1回以上指導（指示書の発行）をした。確認できる資料が提示されなかった。
対象外	退職金に関する規定等がない場合。

評価	PC6 判断基準
適正	建設現場内の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
口頭	監督職員が口頭指導したことにより、建退共の標識が掲示され確認できた。（未確認は無印）
要指導	建退共の標識を掲示するよう1回以上指導（指示書の発行）をした。掲示されなかった、掲示状況の確認できる資料が提出されなかった。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合

退職金を支給するかどうかの基準は、事業主（社長）の自由裁量の範囲であり、法律上の支給義務ではありません。しかし、退職金を支給すると決めた場合、従業員が常時 10 人以上の労働者を使用する事業所であれば、就業規則に必要事項を定め、労働基準監督署に届出しなければなりません。（労働基準法第 89、90 条）従業員が 10 人未満の事業所については就業規則の届出義務はない。

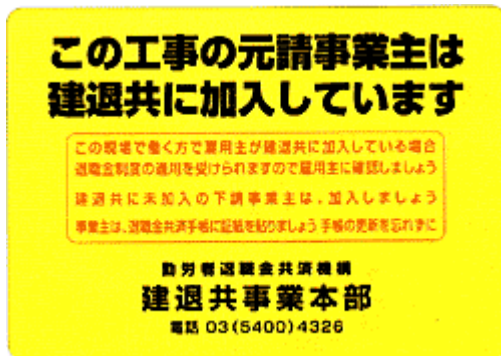
(1)【建設業退職金共済制度】

建設業退職金共済制度は、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとし制定された国の制度である。勤労者退職金共済機構と建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金の給付を行う仕組みとなっている。中小企業退職金共済法に基づき創設され勤労者退職金共済機構により運営されている。



赤色：従業員 300 人以下  
資本金 3 億円以下

青色：従業員 300 人超  
資本金 3 億円超



注：被共済者となる労働者は、建退共と中小企業の両方には、加入できない。

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識  
( 図 1 )

関連サイト：厚生労働省

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kensetu/index.htm>

関連サイト：建設業退職金共済事業本部

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

(2)【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を設けることが困難な中小企業でも、大企業と同様な退職金を支払うことを可能にする国の制度である。中小企業退職金共済事業本部が実施し、中小企業退職金共済法に定められている中小企業が加入できる。新規加入又は掛金を増額する場合は、掛金の一部を国が助成している。(上限が設定されている。)

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付し、従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われる。

加入条件

常勤の従業員数 300 人以下、又は出資金 3 億円以下

(3)【特定退職金共済制度】

特定退職金共済制度は、個人事業主又は法人が、所得税法施行令第 73 条に定める特定退職金共済団体(商工会議所、商工会、商工会連合会等)と退職金共済契約を締結し、加入事業主に変わって特定退職金共済団体から被共済者(従業員)に直接退職金等の給付を行う制度である。

この制度は、地域の商工会等が国の承認のもとに特定退職金共済団体を設立し運営している。

常勤の従業員 300 人超、又は出資金 3 億円超

関連サイト：愛知県産業情報センター

[http://www.aibsc.jp/joho/sesaku/mo\\_syousai/060303.shtml](http://www.aibsc.jp/joho/sesaku/mo_syousai/060303.shtml)

**(4) 企業年金保険契約も退職金制度加入として認められる。**

PC8 PC9	請負った工事の一部を第三者に請負わせる下請内容について確認します。
提出	工事下請負届（様式第 21号） 下請負の内訳（様式第 22号）
提示	下請負者の業許可証写し（必須） 下請負者の主任技術者要件の確認できる書類写し（必須）

#### 注意事項（請負者）

- ・ 下請負届（様式第 21号） 下請負の内訳（様式第 22号）を使用すること。
- ・ 第三者に請負わせ着手する前に届出し、監督職員の確認を受けること。
- ・ 工事内容の変更に伴う新規下請負の届出を忘れずに行うこと。
- ・ 下請負届には建設業法上の 28 業種に該当するものを記入し、舗装切断、区画線等のわずかな工種についても記載すること。**ただし、警備業務及び各種試験業務等（積上げ積算計上対象業務）を下請負に付す場合についても記載すること。（下請負金額の合計には含まない。）**
- ・ 下請負者の工事に必要な技術者資格要件についても整理すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 下請負届の提出時に「下請負の内容」、「下請負業者の業の許可証の写し」、「下請負者の技術資格証等」の確認をする。
- ・ 現場の作業状況を確認し、下請負届が下請負者の現場着手前に届出されたか確認する。
- ・ 現場の作業状況を確認し、聞取により届出業者を確認する。

評価	PC8 判断基準
適正	下請負者が工事に入る前に届出がされた。
口頭	下請負届に訂正があったが、監督職員が口頭指導した再提出期日までに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	届出のない業者の工事着手が確認されたため、下請負届の提出を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	下請負工事がない場合。

評価	PC9 判断基準
適正	下請人が工事内容の各要件を満たしており、適正であることを確認した。
口頭	下請負者の提示資料に不備があったが、監督職員が口頭指導した再提出期日までに適正に修正提出された。（未確認は無印）
要指導	下請負者の各要件が確認できる資料の提示を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	下請負工事がない場合。

- (1) 監督職員は、下請負の内容が、下記に該当する場合は「施工体制点検要領」に基づき、重点点検ケースとして、元請負者の技術者よりその事情を聴取し、適正な施工体制を整えるよう指導すること。あわせて、元請負者の実質的関与についても確認すること。
- 一次下請負契約のうち1社が単独で元請負契約額の過半を占めている。
  - 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が下請けに存在している工事
  - 低入札価格対象工事

いわゆる相請に関しては、対外的に見た場合に一括下請や元請負者の実質的関与の疑念、適正な競争がなされていないのではないかとの誤解を招きやすいことから、公共工事の適正な施工体制の確保、入札手続の透明性と公正性の確保の観点から、基本的には認めがたいものである。該当する場合には、監督職員は重点点検ケースとして必要なチェックを適宜行うものとする。

- (2) 下請届で「請負工事の完成を目的」とした事例
- オペレータ付重機・・・下請届必要（とび・土工 500 万円以上は建設業許可も必要）
  - 重機のためのリース・・・不要

PC10	施工体制台帳の作成、提出について確認します。
提出	施工体制台帳
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・ 下請負契約金額（当該下請負契約が2社以上あるときは、それらの請負金額の総額）が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）となるときは、施工体制台帳を作成し工事現場に備付るとともに（建設業法第24条の7）施工体制台帳の写しを監督職員に提出すること。（入札契約適正化法13条1項）
- ・ 記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。
- ・ 下請負契約を締結した下請負者に対し、元請負者の商号又は名称及び再下請負の内容を書面で提出させる旨の書面を交付し、これを工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- ・ 施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負者の把握に努め、これら下請負者に対し、速やかに「再下請負通知書」を提出するよう指導すること。
- ・ 施工体制台帳には、元請負者、下請負者に関する事項等を記載し、必要添付書類を整理すること。
- ・ 下請負者に関する事項は、すべての下請負者に関して記載、整理すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 下請負届の下請負金額により、施工体制台帳作成の有無を確認する。
- ・ 提出された施工体制台帳と現場に備付けの施工体制台帳を照合し、その添付書類を確認する。
- ・ 施工体制台帳の記載内容について、下請負業者の工事範囲、契約状況を確認する。
- ・ 施工体制台帳と下請負届の記載内容が相違ないか確認する。
- ・ 施工体制台帳と現場体制に相違がないか確認する。

評定	PC10 判断基準
適正	適正な施工体制台帳が提出された。
口頭	施工体制台帳の相違や記載内容に不備があったが、監督職員の口頭指導により適正に修正され、速やかに提出された。（未確認は無印）
要指導	施工体制台帳の作成、提出を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	下請負契約代金が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合。

#### 参考資料

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）に基づき、平成13年4月1日から、公共工事の適正な施行体制の確保等に関して、次の事項が義務づけられています。

一括下請負の全面的な禁止。

施工体制台帳写しの発注者への提出。（建設業法による台帳作成の義務付け工事のみ）

現場施工体制の発注者による点検。

施工体系図の工事関係者及び公衆が見やすい場所への掲示。

の施工体制台帳に関しては、二次以下の下請負契約についても請負金額を明示した請負契約書（写し）の添付。

(1) 施工体制台帳の記載例

関連サイト：国土交通省「施工体制台帳記載例」

[http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/rei\\_daicho.pdf](http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/rei_daicho.pdf)

(2) 施工体制台帳の添付書類

1. 作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。
2. 下請負者が請負った建設工事の契約書、請書、注文書等の写し。(建設業法施行規則の一部を改正する省令に基づき、全ての下請負契約)  
契約書には、建設業法第19条1項に規定する14項目(支払い時期や方法等)すべてが記載されていること。
3. 監理技術者の資格を証する書面。(公共工事については監理技術者資格者証の写し)
4. 監理技術者の雇用を証する書面。
5. 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面。  
建設業許可証(写)の添付不要(必要に応じて聴き取りをする。)

(3) 建設業法第19条に規定する契約書面への必須記載事項(14項目)

1. 工事内容。
2. 請負代金の額。
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期。
4. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定をするときは、その支払の時期及び方法。
5. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定。
6. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定。
7. 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更。
8. 工事の施行により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定。
9. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定。
10. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期。
11. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法。
12. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定をするときは、その内容。
13. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金。
14. 契約に関する紛争の解決方法。

(4) 下請負契約を電子契約した場合

(電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン) 国土交通省 H17.3.3 より

1. 電子契約を行った場合の工事現場に備え付ける施工体制台帳の取扱いについて

- ・ 契約の内容がパソコン等に記録され、必要に応じて当該工事現場において明確に紙面に表示できるときは、施工体制台帳に添付する必要はない。

2. 工事現場にパソコンが常時設置されておらず、電子契約の内容を常時紙面に表示することが困難な場合における対応について

- ・ 下記の3つの条件すべてを満たしていること。

あらかじめ当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳に添付されていること。

(見読性の確保)

の書面の内容が間違いのない旨が、現場代理人の署名又は押印により誓約されている書面が添付されていること。(原本性の確保)

発注者が の書面の内容に疑義を持ち、直接紙面に表示することを要求した場合は、その要求に対応すること。

**3 . 電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一貫性が確保できないことに対する措置について**

- ・ 1の「契約の内容がパソコン等に記録され、必要に応じて当該工事現場において明確に紙面に表示できるときは、施工体制台帳に添付する必要はない。」の要件が満たされている場合においても、当該電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付すること。

**4 . 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取扱いについて**

- ・ 下記の2つの条件すべてを満たしていること。  
当該電子契約の内容が紙面に印刷された書面が施工体制台帳の写しに添付されていること。  
(見読性の確保)  
の書面の内容が間違いのない旨が、現場代理人の署名又は押印により誓約されている書面が添付されていること。(原本性の確保)

PC11	施工体系図の作成、掲示について確認します。
提出	施工体系図（施工計画書添付） 掲示状況写真
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・当初請負金額が 500 万円以上の工事で、工事の一部を下請負業者に請負わせる場合は、一次下請負総額の額に関わらず、各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- ・~~施工体系図は、現場内に入出入りする業者確認の為、下請業者及び委託業者を漏れることなく記載すること。~~
- ・施工体系図は、現場に備付られているものと同じ物を現場着手前及び変更の都度監督職員に提出すること。
- ・施工体系図は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・施工体系図の記載内容について、下請負業者の工事範囲、契約状況を確認する。
- ・施工体系図と下請負届の記載内容に相違がないかを確認する。
- ・施工体系図と現場体制に相違がないかを確認する。
- ・施工体系図の掲示状況を確認する。

評価	PC11 判断基準
適正	工事関係者、公衆の見やすい場所に適正な施工体系図が掲示されていること確認した。
口頭	施工体系図の掲示や記載内容に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正された。（未確認は無印）
要指導	施工体系図の掲示や記載不備の是正を求める指導（指示書の発行）をした。 現場に掲示されない。 現場の掲示状況を確認できる資料が提出されなかった。
対象外	請負金額 500 万円未満の場合。

#### 参考資料

- ・施工体系図の記載例

関連サイト：国土交通省「施工体系図の記載例」

[http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/rei\\_taiseizu.pdf](http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/rei_taiseizu.pdf)

PC12	届出された業者での作業を確認します。
提出	「 - 」
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・ 工事現場内の作業者は、元請負者、下請負者を問わず、その身分を証明する従事者証を携行すること。（岡崎市特記仕様事項）
- ・ 届出以外の下請負業者が現場内で作業をすることのないようにすること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 当日の作業業者の聞取を行い、施工体系図や工事従事者証等により下請人を含め確認する。

評価	PC12 判断基準
適正	現場内作業業者が施工体系図に記載されている業者であることを工事従事者証等により確認できた。
口頭	工事従事者証等に不携行があり、現場内作業業者が確認できなかったが、監督職員の口頭指導により速やかに対応された。（未確認は無印）
要指導	再三に渡り現場内作業業者の確認ができず、工事従事者証等の携行を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

#### 参考資料

##### 工事従事者証作成例

（大きさは名刺サイズとし、胸章又はヘルメット等わかりやすい場所に表示するものとする。）

(写真) 3cm × 4cm	氏名 <b>岡崎 太郎</b>
	株式会社 <b>岡崎建設 印</b> 0564(23)2111

工事従事者証（図1）

PC13	元請負者の技術者の主体性について確認します。
提出	打合せ記録簿
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・元請負者の主任（監理）技術者は、設計内容、現場状況を十分に把握し、発注者との協議、施工計画、工程打合せを主体的に行うとともに、下請負者に対し適切な指導監督を行うこと。

#### Check-point!（監督職員）

- ・設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合わせの実施状況などの聞き取り等により、元請負者の技術者が主体的に実質的に関与しているか確認する。

評価	PC13 判断基準
適正	設計内容、現場条件など十分に把握され発注者との打合せも主体的に実施している。
口頭	設計内容、現場条件など把握状況に不明瞭なところがあったが、監督職員の口頭指導により是正された。（未確認は無印）
要指導	設計内容、現場条件など把握状況が不十分であり、是正を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

#### 参考資料

##### （1）一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であり、工事施行責任の不明確化による不良工事の誘発要因となることから、「如何なる方法をもってするかを問わず、一括して請負わせること（建設業法第22条1項）また請負うことを禁止する。（同2項）」と示されている。また、公共工事においては例外なく、一括下請負は全面的に禁止されている。（入札契約適正化法第12条）

元請負者がその下請負工事の施行に「実質的に関与」<sup>1</sup>していると認められるときを除き一括下請負に該当する。

##### 「実質的に関与」<sup>1</sup>

元請負者の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指導監督等のすべてにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。

単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているとはいえない。

PC14	元請負者の技術者の主体性について確認します。
提出	打合せ記録簿、工事回覧、お知らせ文
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・元請負者の技術者は、住民への説明、苦情への対応、また、近隣工事との調整等、すべてにおいて、主体的な役割を果たすこと。
- ・回覧や挨拶文等を配布するときは、事前に監督職員と協議すること。
- ・回覧を配布するときは必ず欄外に「かいらん」の文字を入れること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・地元への説明、回覧、工事挨拶などの実施状況等を聞き取りにより確認する。
- ・近隣工事との調整状況について確認する。

評価	PC14 判断基準
適正	住民への説明、工事関係者との協議について元請負者の技術者自らが主体的に対応していることが確認できた。
口頭	住民への説明、工事関係者との協議について元請負者の技術者自らが主体的に対応している状況が不明瞭であったが、監督職員の口頭指導により是正された。 (未確認は無印)
要指導	住民への説明、工事関係者との協議について元請負者の技術者自らが主体的に対応している状況が確認されず、是正を求める指導（指示書の発行）をした。 下請負者が対応していることが確認された。
対象外	関係する地元、工事関係者がいない場合。

PC15	元請負者の技術者の下請人への実質的関与について確認します。
提出	「 - 」
提示	作業手順書等（任意）

#### 注意事項（請負者）

- ・元請負者の主任（監理）技術者は、下請負者の施工調整・指導監督において主体的な役割を果たすこと。
- ・下請負をさせる施工範囲を明確にし、作業手順書や指示書により、下請負者に対し適切に指導監督を行うこと。
- ・下請負者には工事内容を書面で示し、範囲外の施工をさせないこと。

#### Check-point!（監督職員）

- ・作業手順書や指示書の確認、下請負者への指示事項についての聞取等により、下請負者に対して主体的に施工指導や調整が行われているか確認する。

評価	PC15 判断基準
適正	下請負者への作業手順書等、指示書が整備されており、その主体的な指導調整が確認できる。
口頭	下請負者への作業手順書等、指示書が整備されているが指導監督状況が不明瞭である。請負者からの作業手順書等の提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	下請負者へ指導監督が不十分であり1回以上の是正指導（指示書の発行）をした。下請負者の作業状況を把握していない。
対象外	下請負工事がない場合。

PC16	工事現場及び現場付近に掲示する看板、標識の掲示について確認します。
PC17	
PC18	
PC19	
PC20	
提出	設置状況写真、各種拡大写真
提示	監督職員による現場確認

**注意事項（請負者）**

下記の標識を工事現場付近の公衆の見やすい場所に設置すること。

(1) 工事主看板、工事補助看板（参考資料）

- ・「**道路工事保安設備設置基準（案）**」（平成19年4月愛知県建設部）に基づき、適正に工事看板類を設置すること。
- ・主看板の工事期間については、交通上支障を与える実際の終了期日を記入すること。（敷地内の固定場所における掲示の場合は、工事内容案内の意味で工事期間とする。）
- ・主看板の夜間連絡先の記載を行うこと。（建築工事等で敷地内の固定場所における掲示の場合を除く）

(2) 建設業の許可票（図2）

（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条の様式第29号）

建設業の許可票	
商号又は名称	○○○○○○○
代表者の氏名	○○ ○○
主任技術者の氏名	専任の有無 ○○ ○○○ ○
資格名	資格取得年月日 ○○○○ ○○○○○○○○
一般建設業又は特定建設業の別	○○○○○
許可を受けた建設業	○○○○○○○○○
許可番号	○○○○許可○○○第○○○○○号
許可年月日	平成○○年○○月○○日

- ・標識寸法**40cm以上×40cm以上**。
- ・公衆の見やすい場所に掲示。
- ・請負工事は金額、元請・下請を問わず業の許可があれば、掲示が必要。
- ・主任技術者の専任に関する有無の欄は、専任であるべき工事は「専任」と表示すること。非専任工事については「無」と表示すること。
- ・許可を受けた建設業の欄は、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

(3) 労災保険関係成立票（図3）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（施行規則第74条の様式第25号）

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成○○年○○月○○日
労働保険番号	○○○○○
事業の期間	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで
事業主の住所氏名	○○○○○○○○○ ○○○○○○○
注文者の氏名	○○○○○○○○○○○
事業主代理人の氏名	○○○○○

- ・標識寸法（縦）**40cm×（横）50cm**。
- ・見やすい場所に掲示。
- ・契約関係成立年月日は事業期間の始まりの日とする場合が一般的である。
- ・注文者の氏名欄は「岡崎市長 柴田統一」と記載することが一般的である。
- ・事業主代理人の氏名欄は、通常事業主は社長であり、代理人は、支店または営業所ごとに、同一県内の年間の工事を包括して、代理人選任届によって代理人として選任された者であるため、該当者がいない場合は、斜線にて処理をすること。（事業主代理人は、現場代理人ではない。）

(4) 作業主任者一覧表 (参考資料)

- ・労働安全衛生法により作業主任者の選任が義務づけられた業務に対して、一定の資格を有する「作業主任者」を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせ労働災害を防止するための管理をさせることとしています。
- ・工事現場内の見やすい場所に職務内容記載の掲示が望ましい。

Check-point! (監督職員)

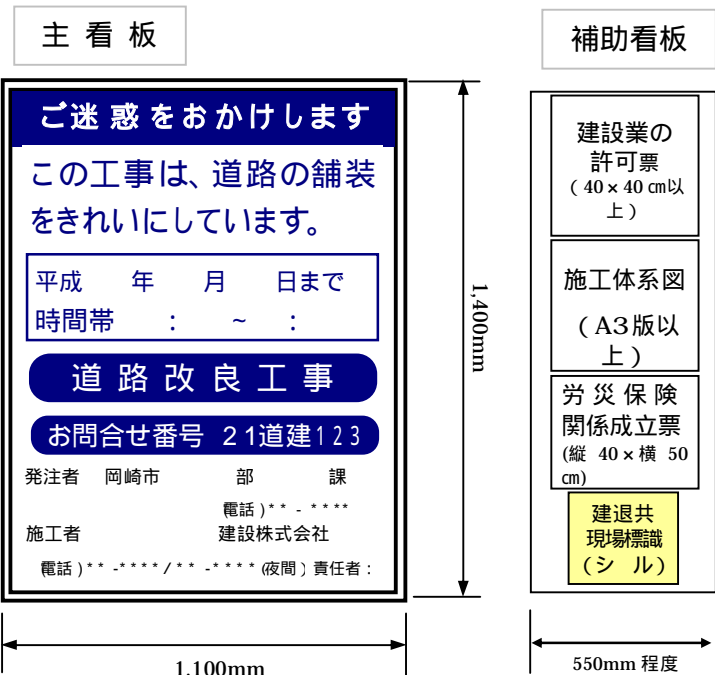
- ・標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。
- ・写真により、その掲示状況を確認する。

評価	判断基準
適正	記載内容、掲示場所が適正であることを確認した。
無印	記載内容や掲示に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正された。 (未確認は無印)
要指導	標識等の設置や記載内容の修正等について、指導(指示書の発行)をした。 工事着手後においても設置されていない。
対象外	対象外事例なし。

完成検査時において適正な記載内容、掲示が工事写真で確認できない場合は、請負者に聞取を行い、場合によっては、検査職員による要指導とします。

参考資料

(作成例) 工事看板 (土木系)



- 主看板 (縦 1.4m x 横 1.1m) の標示内容
- ・工事内容: 工事内容、目的等を記載
  - ・工事期間: 交通に支障を来たず実際の工事期間の終了日と時間帯
  - ・工事種別:
  - ・お問合せ番号: 原則として本請負工事契約番号の下6桁の通し番号(有効数字のみ)とし、担当工事監督職員に確認のうえ工事看板等に記載すること。  
 21 道建 1234  
 年度 発注課略号 通し番号  
 : 水道局は起工番号とする。  
 水工 1 001  
 発注課略号 科目番号 起工番号
  - ・施工主体(発注者)と施工業者(請負者)の名称および連絡先

施工者の連絡先  
 作業時のほか、夜間等の休業時における緊急時の対応に支障のないように、予め責任者を定め、氏名及び連絡先を記載すること。

工事看板等が現場周辺に十分に設置できない場合は、監督職員と掲示方法等について協議すること。

(作成例) 工事看板 (建築系)

・耐震補強工事の工事看板記載例

主 看 板

**ご迷惑をおかけします**

**校舎の耐震補強工事を  
しています。**

平成 年 月 日まで

**お問合せ番号 21建1234**

発注者 岡崎市 部 課  
電話) \*\* - \*\*\*\*\*

施工者 建築 建設株式  
電話) \*\* - \*\*\*\*\* / \*\* - \*\*\*\*\*

..... 電気 建設株式  
電話) \*\* - \*\*\*\*\* / \*\* - \*\*\*\*\*

..... 給排水 建設株式  
電話) \*\* - \*\*\*\*\* / \*\* - \*\*\*\*\*

1,100mm

1,400mm

補助看板

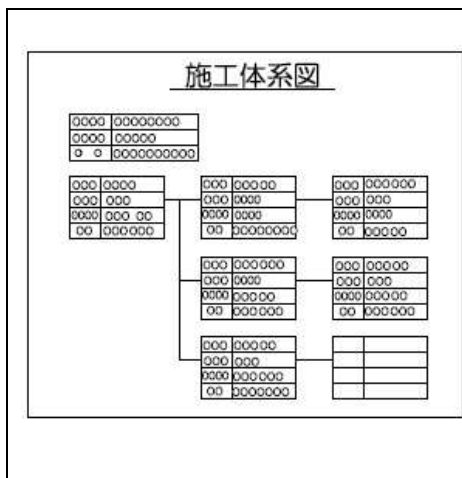
建 築	電 気	給 排 水
建設業の 許可票 (40×40 cm以上)	建設業の 許可票 (40×40 cm以上)	建設業の 許可票 (40×40 cm以上)
施工体系図 (A3版以上)	施工体系図 (A3版以上)	施工体系図 (A3版以上)
労災保険 関係成立票 (縦40×横50 cm)	労災保険 関係成立票 (縦40×横50 cm)	労災保険 関係成立票 (縦40×横50 cm)
建退共 現場標識 (シル)	建退共 現場標識 (シル)	建退共 現場標識 (シル)
550mm 程度	550mm 程度	550mm 程度

同一目的で分離発注された建築工事、電気工事、給排水衛生工事の場合の「工事目的」は、代表で建築工事の内容を記載する。

「お問合せ番号」についても同上とする。

上記は、記載例であり詳細は、受発注者で確認すること。

施工体系図 (例)



作業主任者 (例)

**作業主任者一覧表**

作業名	作業主任者氏名

**足場の組立て等  
作業主任者の職務**

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具・工具並びに安全带・保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業のやり方と作業員の配置をきめ、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全带・保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者  
氏 名

建設業の許可
建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事を除いて、建設業の許可を受けなければならない。 「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が、 建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事。(消費税を含む。) 建築一式工事にあつては1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅の工事をいう。
大臣許可と都道府県知事許可
2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、国土交通大臣の許可。 1の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可が必要。
一般建設業の許可と特定建設業の許可
建設業の許可は、許可を受けようとする業種ごとに、一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければならない。どちらの許可も建設工事の発注者から直接請負う金額には制限はないが、特定建設業の許可を受けていない者は、発注者から直接請負った一件の建設工事について、下請負金額が3,000万円以上(建築工事業については4,500万円以上)となる下請負契約を締結して施工することはできない。
建設業の許可業種
建設業の許可は、次の28の業種ごとに取得する必要がある。 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業
許可の有効期限
許可の有効期限は5年間。許可の更新中であれば、現在の許可の有効期限が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われる。
監理技術者の場合の資格名と交付番号
技術者が監理技術者の場合：資格名・・・「監理技術者」とする。 ：交付番号・・・「監理技術者番号」とする。

<p><b>労災保険とは</b></p>
<p>労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。</p> <p>この制度は、昭和 22 年に、労働基準法による災害補償制度を保険システムにより担保する制度として創設され、その後、度重なる改正により、適用事業の拡大、給付水準の引上げ、通勤災害保護制度の導入、労働福祉事業の創設等が行われ、今日、災害補償の水準面では充実した制度となるに至っている</p>
<p><b>適用事業</b></p>
<p>労災保険法は、原則として労働者を使用するすべての事業に適用される。ただし、例外として、国の直営事業、非現業の中央・地方の官公署及び船員には、労災保険法の適用はない。</p> <p>これらの適用除外事業を除いた事業は、原則として法律上当然に、いわば自動的に労災保険に加入することとなり、このような事業を適用事業という。この適用事業については、その事業が開始された日、又は適用事業に該当することとなった日に、自動的に労災保険の保険関係が成立する。保険関係が成立したときは、その日から 10 日以内に、事業主は「保険関係成立届」を労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出するよう義務づけられている。</p>
<p><b>適用事業の種類</b></p>
<p><b>【有期事業】</b></p> <p>同一事業主が、建設の事業又は立木の伐採の事業を同時に 2 以上行う場合において、それぞれの有期事業が次の条件をすべて満たしているときは、それらの有期事業を一括して一つの継続事業と見なして保険事務が処理される。</p> <p><b>【請負事業】</b></p> <p>建設の事業が数次の請負によって行われている場合には、原則として、下請負事業を元請負事業に一括して元請負者のみを事業主として取り扱い、一つの保険関係で処理することとしている。</p>
<p>関連サイト：財団法人労災保険情報センター  <a href="http://www.rousai-ric.or.jp">http://www.rousai-ric.or.jp</a></p>



## . 配置技術者

PC21 PC22	現場代理人の連絡体制、管理運営状況の確認をします。
提出	打合せ記録簿
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・現場代理人は請負契約の的確な履行を確保するため、請負者の代理人として工事現場の取り締まりを行い、工事の施行に関する一切の事項を処理するものである。通常、当該工事現場に常駐<sup>1</sup>することが必要である。現場代理人として工事全体の把握に努め、監督職員との連絡を密にすること。

#### ・常駐の解釈 1

常駐とは、工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状況であることと解している。「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）参照」

#### Check-point!（監督職員）

- ・現場代理人の常駐状況及び連絡体制について確認する。
- ・現場代理人として工事全体の状況について把握しているか聞取及び監督職員との連絡調整の記録より確認する。

評価	PC21 判断基準
適正	現場代理人に常に連絡がとれる体制にあり、業務に支障がない。
口頭	連絡体制等の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。（未確認は無印）
要指導	再三に渡り現場代理人に連絡が取れないことがあったため、連絡体制の改善を求める指導（指示書の発行）をした。 現場の常駐状態が確認できず、業務に支障があった。
対象外	対象外事例なし。

評価	PC22 判断基準
適正	現場代理人として工事全体をよく把握し打ち合せ記録等がしっかりと整理されている。 業務に支障がない。
口頭	工事全体の把握、記録等整理に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やか改善された。（未確認は無印）
要指導	工事全体の把握、管理運営について、改善を求める指導（指示書の発行）をした。 記録が整理されていない。
対象外	対象外事例なし。

PC23	元請負者の配置技術者の同一性について確認します。
提出	「 - 」
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・届出された主任技術者・監理技術者により施工管理を行うこと。

#### Check-point!（監督職員）

- ・主任（監理）技術者届、施工体系図、工事従事者証により同一であることを確認する。
- ・届出された主任技術者・監理技術者が主体的に管理、監督していることを確認する。

評価	PC23 判断基準
適正	届出された技術者にて適正に施工管理及び監督されていることを確認した。
口頭	届出された技術者での管理監督に不備があったため、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	届出以外の技術者による管理監督が確認されたため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

PC24	主任技術者・監理技術者の技術的指導、管理状況について確認します。
提出	「 - 」
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・届出された現場代理人・主任技術者・監理技術者により管理を行うこと。

#### Check-point!（監督職員）

- ・現場での技術的指導状況やトラブル等の対応状況について聞取等により確認する。

評価	PC24 判断基準
適正	技術的指導やトラブルへの対応に問題がなく適正に施工管理、監督されていることを確認した。
口頭	技術的指導やトラブルへの対応に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	現場管理状況に問題があったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

PC25	請負者の技術者専任について確認します。
提出	「 - 」
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・ 建設工事で工事 1 件の請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。
- ・ 「専任」とは他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かなければならない。現場を離れる場合においては、あらかじめ監督職員に連絡協議すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 技術者の専任状況を確認する。
- ・ 疑義がある場合は現場での確認頻度を増やし、必要に応じ本人に不在の理由を聞く。

評定	PC25 判定基準
適正	技術者の専任が確認され適正な現場の把握に努めていることを確認した。
口頭	現場を離れる際の連絡漏れや専任状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	専任状況が悪かったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	請負金額 2,500 万円未満の工事

#### 参考資料

- (1 現場専任の特例（建設業法施行令 27 条 2 項）
- ・ 専任が必要な工事のうち、密接な関連のある 2 つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施行する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。（ただし、監理技術者についてはこれらの規定は適用されない。）
  - ・ 発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを 1 つの工事とみなして当該技術者が当該工事全体を管理することができる。（つまり、監理技術者については随意契約により締結されるものに限って兼務ができる。）

PC26	施工に必要な作業主任者について確認します。
提出	作業主任者一覧（施工計画書添付）、同看板掲示状況写真
提示	各資格者証等写し（必須）

#### 注意事項（請負者）

- ・ 工事の施行に必要な作業主任者を定め、その者に労働者の指揮等を行わせ労働災害の防止に努めなければならない。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 作業主任者の選任が必要な作業の確認を行い、選任された技術者の資格要件を確認する。
- ・ 現場において作業主任者の確認をする。

評価	PC26 判断基準
適正	必要な作業の作業主任者が適正に選任されており、資格要件等の資料、現場での指揮状況について確認した。
口頭	作業主任者の選任、指揮状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	必要な作業主任者の選任の不備、指揮状況が悪かったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。 必要な作業主任者の選任がされず作業を行った。
対象外	作業主任者の選任が必要な該当作業がない場合

#### 参考資料

- ・ 「労働安全衛生法」により、特に労働災害を防止するための管理を必要とする作業として、一定の資格を有する「作業主任者」を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせることとされている。また、表2に示す各作業については「作業指揮者」（特に資格要件は定められていない）を選任しなければならない。
  1. 作業主任者の選任を必要とする業務【別添資料14表1】P.107
  2. 作業指揮者の選任を必要とする業務【別添資料14表2】P.108
- ・ 建設機械の運転については、表3に示す各業務が「労働安全衛生法」により「就業制限」の対象となっており、同表に示す「有資格者」でなければ、その業務に就かせてはならないことになっている。また、表4に示す各業務に従事するためには、「安全衛生特別教育規程」等に基づいて、当該業務に関する安全、衛生のための「特別教育」を受ける必要がある。
  3. 就業制限を必要とする危険・有害業務【別添資料14表3】P.109
  4. 特別教育を必要とする危険・有害業務【別添資料14表4】P.111

## 2 . 施工狀況

### . 施工管理

PC27 PC28	設計図書の照査について確認します。
提出	「照査チェック表」、「工事打合簿」、「確認資料」
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・ 請負者は、着手前に契約書の契約約款第18条第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、「工事打合簿」に「照査チェック表」を添付し、監督職員へ報告する。ただし、設計照査において設計図書と現場等との相違事実がある場合は、「確認できる資料」を添付し提出すること。
- ・ 施工途中において設計図書と施工条件・仕様書を照査し現場と相違がある場合は、「工事打合簿」に「確認できる資料」を添付し、事前に協議を行うこと。
- ・ 「確認できる資料」とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 着手前... 「照査チェック表」及び「工事打合簿」で適正に報告されたか確認する。

評価	PC27 判断基準
適正	設計図書の照査を実施したことが書面で確認できた。
口頭	設計図書の照査に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。
要指導	設計図書の照査を実施したことが確認できなかったため是正指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。 H22.12月以前の発注工事については、対象外とする。

- ・ 着手前... 設計図書の照査において現場との相違事実がある場合は、「工事打合簿」、「照査チェック表」に相違点を明確にした「確認できる資料」を添付し、提出されたか確認する。
- ・ 施工時... 設計図書と施工条件、仕様書を照査し、現場との相違事実がある場合は、「工事打合簿」に「確認できる資料」を添付したものが提出され事前に協議を行ったか確認する。

評価	PC28 判断基準
適正	「確認できる資料」が協議書に添付されて速やかに提出され、事前に協議できた。
口頭	「確認できる資料」に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正され、協議できた。
要指導	「確認できる資料」が提出されなかったため協議ができず是正指導（指示書の発行）をした。
対象外	相違事実のない場合。

注：相違事実がある場合、請負者から提出された資料を確認し請負者の立会いの上、調査及び協議を行うこと。

#### 参考資料

岡崎市公共工事特記仕様書・・・第3条（設計図書の照査）

PC29	適正な施工計画書の作成、提出について確認します。
提出	施工計画書、変更施工計画書
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・元請負者は、工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について記載した、施工計画書を2部作成し、監督職員に提出し、承諾後2部返却を受け、確認後1部保管、1部返却すること。
- ・施工計画書の記載事項は次のとおりとする。
  - (1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) **現場組織表** (4) 安全管理
  - (5) **建設機械** (6) **主要資材** (7) 施工方法 (8) 施工管理計画
  - (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) **環境対策**
  - (12) **現場作業環境の整備** (13) 再生資源の利用の促進
  - (14) その他（監督員の指示事項等）
- ・施工計画書の作成にあたり、請負金額1000万円未満の工事及び単価契約工事については一部省略することができる。省略できる項目は、(3)(5)(6)(11)(12)とする。ただし、監督職員が提出を指示するものはこの限りではない。
- ・下請負者に対しても施工計画書の内容を周知させること。
- ・変更施工計画書の提出が必要な重要な変更は、以下に該当する場合をいう。
  - (1) 新規工種の追加、(2) 安全管理方法の変更
- ・当該工事に合致していない余分な記載はしないこと。

#### Check-point!（監督職員）

- ・施工に先立ち提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。

評価	PC29 判断基準
適正	適正な施工計画書が、施工（変更含む）される前に提出された。
口頭	提出時期や記載内容に若干の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。 （未確認は無印）
要指導	再提出期限に提出されなかったため是正指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例無し。

#### 参考資料

##### 施工計画書記載時の主な注意事項

##### (2) 工程管理

- ・バーチャートと曲線式工程表とし、長期の休暇時の進捗曲線の表記に注意のこと（通常は進捗しない）
- ・工種別の工程比率（直接工事費ベース）を記載のこと。（建築工事は除く。）

##### (4) 安全管理

- ・作業時間及び作業休日等を記載すること。

- ・ 工事施行中における作業員の労働災害防止を図るため、昼休を除いた午前・午後の各々の中間に 15 分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的に記載すること。
- ・ 安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を記載すること。また、その実施状況について工事記録、安全・訓練等の実施報告書（様式第 32 号）に記録すること。
- ・ K Y ・ T B M、新規入場者教育活動等の実施計画を記載のすること。
- ・ 現場における安全巡視、災害防止協議会・安全委員会等の活動予定がある場合、具体的に記載すること。実施についても記録すること。

#### (5)建設機械

- ・ 建設機械の指定区分（低振動型、低騒音型、排出ガス対策型）を記入すること。

#### (6)主要資材

- ・ 主要資材の数量は、使用材料の本数、個数等を記載すること。（建築は設計数量を記載。）

【例】PU-3 側溝 m 個（46.3 個は 47 個とする。）

側溝甲蓋も 10.5 枚は 11 枚とする。

プライムコート m<sup>2</sup> ㎡

#### (7)施工方法

- ・ 主要な仮設工については、必要に応じて安定計算書を添付すること。
- ・ コンクリート構造物の型枠脱型時期、残土を仮置する場合の記載等、設計内容、現場状況を的確に把握したうえで、工種毎に具体的な手順、施工方法等について記載すること。

#### (8)施工管理計画

- ・ 工程管理 ... 管理計画及び監督職員への報告について記載すること。（履行報告書）
- ・ 出来形管理... 管理基準（標準仕様書・自社基準）等を明示し、工事内容に即した管理項目、規格値、管理頻度を記載すること。
- ・ 品質管理 ... 管理基準（標準仕様書・自社基準）等を明示し、工事内容に即した管理項目、試験回数を記載すること。
- ・ 写真管理 ... 管理基準（標準仕様書・自社基準）等を明示し、撮影頻度を記載すること。

自社管理基準を設定している場合は、その取り組み等も記載すること。

#### (10)交通管理

##### 1)建設残土

- ・ 土砂・破砕岩は 1m<sup>3</sup> 以上を対象とすること。
- ・ 現場から処分地までの経路を朱書した運搬経路図を添付すること。

##### 2)建設廃棄物

- ・ 全ての廃棄物を対象とすること。
- ・ 現場から処分地までの経路を朱書した運搬経路図を添付すること。

##### 3)建設機械・資材等の運搬

- ・ 建設機械・資材等の経路を朱書した運搬経路図を添付すること。
- ・ 建設機械・資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ること。

#### (11)環境対策

- ・ 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」〔昭和 51 年 3 月 2 日建設省機発第 54 号）を遵守すること。
- ・ 特定建設作業に該当する工事については、作業を開始する 7 日前までに、市環境保全課に特定建設作業実施届出書を提出し、その写しを施工計画書に添付すること。
- ・ 特定建設作業については、日曜・祝祭日の作業は基本的には認めないが、現場条件により作業が必要な場合は、監督職員と協議の上、環境保全課への届出を行なうこと。【別添資料 6】P. 96

【特定建設作業の実施の届出の適用範囲のイメージ 別添資料 5】P. 95

関連サイト：岡崎市環境保全課

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu1126.html>

(13)再生資源の利用の促進

- ・再生資源の搬入及び再生資源の搬出に当っては、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に準拠するものとする。
- ・次の ～ までを施工計画書に添付すること。

1) CREDAS データ

再生資源利用計画書（実施書）建設資材搬入工事用（CREDAS 様式 1）

再生資源利用促進計画書（実施書）建設副産物搬出工事用（CREDAS 様式 2）

対象：請負金額 100 万円以上のすべての工事。

実施書については電子データ及び FD にて提出監督職員へ提出

2)建設残土

建設発生土の受入地が民地（畑、田）の場合、関係法令に基づく許可証（農地転用等）の写し。

残土処理承諾書の写し。

- ・承諾期間内に工事が終了しない場合は、承諾期間の延長の措置を忘れずに行うこと。
- ・残土置場、資材置場については、周辺住民より騒音、振動、ほこり等の苦情が多く寄せられるため、周知及び施設養生等を適正に行うこと。
- ・監督職員は残土置場、資材置場で借用した土地が田、畑の場合、市資産税課への「現況地目の認定について」【別添資料 8】P.99 を忘れずに提出し協議すること。

3)建設廃棄物

廃棄物収集運搬、中間・最終処分業者の許可書の写し。

- ・許可品目及び許可期限が適正か確認すること。
- ・同一廃棄物において処理業者が異なれば処理業者ごとの許可証の写しが必要となる。
- ・廃掃法の施行に伴い、積込み場所、おろし場所双方の収集運搬の許可が必要となる。
- ・中核市移行（平成 15 年 4 月）に伴い、許可権者が岡崎市長に変更となっている。ただし、移行日から許可の有効期限までの間見なし許可の取扱いがある。【別添資料 9】P.100

廃棄物処理委託契約書の写し（収集運搬業者、中間・最終処理業者）

- ・工事名、排出場所、委託期間、積替保管の有無、数量、単価、合計予定数量、合計予定金額、処分先 No.（許可番号）等、必要事項は必ず確認すること。
- ・工期延長等で当初の委託契約期間で対処できない場合は、再度委託契約を締結すること。

PC30	施工計画書の記載と現場施工・仕様について確認します。
提出	施工計画書、変更施工計画書、施工図（建築系）
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・ 施工途中に内容変更、追加工事が生じた場合は、設計変更協議後にその変更内容に即した変更施工計画書、追加施工計画書を作成し提出すること。ただし、変更に関わる内容が同工種で数量変更のみの場合はこの限りでない。
- ・ 当該工事に合致していない余分な記載はしないこと。
- ・ 下請負者に対しても施工計画書の内容を周知させること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 施工計画書に基づく施工がされているか現場にて確認する。
- ・ 建築工事は、施工計画書及び施工図に基づく施工がされているか現場にて確認する。

評価	PC30 判断基準
適正	現場内容と記載事項が一致している。 施工・仕様の変更があらかじめ協議されている。
口頭	施工・仕様の変更について協議を行い実施をするよう監督職員の口頭指導により是正された。 (未確認は無印)
要指導	施工・仕様の変更について協議を行うよう指導したが実施されず、是正を求める指導(指示書の発行)をした。
対象外	対象外事例無し。

PC31 PC32 PC33 PC34	使用材料の承諾、管理状況について確認します。
提出	使用材料承諾願、使用材料管理表、主要材料検収写真
提示	伝票類（任意）

#### 注意事項（請負者）

##### (1) 材料承諾願

- ・材料承諾願は正・副2部提出すること。
- ・工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
- ・現場で使用する前に材料承諾を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ・追加工事（資材の追加）が指示された場合は、追加材料承諾願を提出すること。
- ・カタログ等を使用する場合は、該当する材料等が明確に把握できるように提出すること（使用する材料をマーカー等で印する。）
- ・一覧表と添付資料が整合しているか確認すること。（インデックス等で見やすく整理すること。）
- ・提出日と承認図の日付及び宛名の記載漏れに注意すること。
- ・材料納入時には必ず確認を行い、不良製品等の搬入防止に努めること。
- ・発注者による材料承認委員会又は簡素化要領等に定めのある使用材料については、監督職員の承諾を受けた上で一覧表での提出にすることが出来る。

#### Check-point!（監督職員）

- ・施工計画書と材料承諾願書により使用材料の規格、納入業者等を確認する。
- ・材料承諾願に基づき、伝票等により納入状況を確認する。
- ・現場での製品等の保管状況を確認する。
- ・納入時のチェックや不良製品の返品記録などにより、日々の材料等の管理状況を確認する。
- ・承諾を受けた材料等を使用しているか確認する。

評定	判 断 基 準
適 正	承諾を得た材料等を使用し、適切な管理が行われていることが確認された。
口 頭	承諾、管理状況等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。請負者からの伝票等の提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	承諾、管理状況に問題があったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。未承諾の製品を使用した。
対象外	対象外事例なし。

#### 参考資料

関連サイト：愛知県あいくるページ

<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html>

PC35 PC36	出来形の管理状況を確認します。
提出	出来形管理表、出来形管理図
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・ 日常の出来形管理については、公共施設の品質確保の上で非常に重要であることから、施工計画書、仕様書等の基準を遵守し適正な管理を行うとともにその記録を残すこと。
- ・ 社内検査により出来形管理表、出来形管理図の記載内容を確認すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 日常の出来形や品質管理状況を記録により確認する。

評価	PC35・PC36 判断基準
適正	出来形管理について、良好な管理状況が確認された。
口頭	出来形の日常管理に不明瞭な点があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	出来形の日常管理状況に問題があったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。日常の必要な出来形管理がされなかった。
対象外	対象外事例なし。

#### 参考資料

##### (1) 出来形管理

##### 【全般】

- ・ 必ず総括表をつけること。
- ・ 総括表の記載は、工一式ではなく、具体的な工種及び数値を記入すること。
- ・ 総括表、測定表において規格値のあるものは、必ず規格値を記入すること。
- ・ 管理値の差引計算に相違がないか、黒板数値と整合しているか注意すること。
- ・ 設計値と実測値との差は、±の記載をすること。
- ・ 設計値と実測値との差と規格値は、単位を合わせること。
- ・ 添付図面については、測定値を設計値の上段に朱書すること。
- ・ K B Mを設けた場合は、設置位置、高さを平面図に示し写真と共に報告すること。
- ・ 区画線については、出来形図の提出忘れに注意すること。
- ・ 区画線の厚さは、100m以上各線種毎に1箇所、テストピースにより測定すること。
- ・ ガードレール等の高さ管理を忘れずに行うこと。
- ・ 任意仮設の出来形図書については、出来形図書の提出は不要とし、写真のみ提出すること。なお、出来形寸法は写真にて確認するものとする。
- ・ 設計で基準高が示されている工種については、出来形図に実測数値を記載するだけでなく、基準高管理表を作成すること。
- ・ 監督職員は、設計値等を必ず確認すること。
- ・ 【出来形測定時の注意事項 別添資料10】P.10も参照のこと。

#### 【残土処分】

- ・積込からの一連の状況写真を車番が確認できるように撮影するとともに、処分場所での処分状況全景が確認できる写真も忘れずに撮影すること。
- ・残土を仮置した場合は、仮置作業終了後の残土がすべて撤去された状況を撮影すること。
- ・設計において残土の敷均しが計上してある場合は、処分地における敷均し状況も忘れずに撮影すること。
- ・ダンプのボディーを計測（容量）するなど搬出土量を明確にし、過積載を起こさないよう努めること。
- ・監督職員から残土処分についての確認を求められた場合は、搬出伝票を提示すること。

#### 【廃棄物処理】

- ・積込からの一連の状況写真を車番が確認できるように撮影するとともに、処分場での処分状況が確認できる写真も撮影すること。併せて、処分場入口において許可看板を入れ撮影すること。
- ・廃棄物の収集運搬を行う場合は、収集運搬車に係る表示が確認できるように撮影すること。
- ・マニフェストの管理と合わせ、実重量の計測を適宜行うこと。
- ・既設構造物の取壊しについても、取壊し量が把握できる写真を撮影すること。

PC37	品質の管理状況を確認します。
提出	品質試験結果表
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・ 施工計画書に基づき、必要な品質管理試験を実施しその結果を適切に整理すること。
- ・ 品質管理試験の試験頻度は現場数量に即した回数を実施すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 計画に沿った品質管理試験が実施され、良好な品質が確保されていること。

評定	PC37 判断基準
適正	計画に沿った品質管理試験が実施され、良好な管理状況が確認された。
口頭	品質管理試験の取りまとめに不明瞭な点があったが、監督職員の口頭指導により速やかに是正された。（未確認は無印）
要指導	必要な品質管理試験に漏れがあり日常管理状況に問題があったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。 日常の必要な品質管理がされなかった。
対象外	対象外事例なし。

#### 参考資料

##### 【全般】

- ・ 品質管理及び材料検収に伴う写真は、製品の品質を保証する意味からも重要であるため、監督職員の立会い状況を撮影すること。
- ・ 工事標準仕様書にて定められた工事材料を使用する場合は、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、少量に該当する材料は監督職員の確認を省略することができる。
- ・ 現場で使用する前に提出すること。
- ・ 試験結果データの期日（古すぎるものがある）に注意すること。
- ・ アンカー削孔長においては、写真だけでは長さが不明確なため、監督職員の確認を求めること。
- ・ 水抜き管（設計の長さに切断された状態）吸出し防止材の材料検収も忘れずに行うこと。
- ・ 塗装の使用済み缶は、数量が確認できるよう、横に並べて撮影すること。

【コンクリート】

- ・生コンの水セメント比が設計で指定されている場合は、その規格を満足するものを使用すること。
- ・設計が高炉セメントであれば、特に理由のない限り、高炉セメントで施工すること。
- ・品質証明書等には、試験年月日を記入すること。
- ・塩化物総量も標準仕様書に定められている試験基準で管理すること。

(土木工事の場合)

- ・生コンクリートは1工種当たり日打設量が50m<sup>3</sup> 以上の場合、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回、午後1回)、その他のコンクリートは打設日1日につき1回試験を行うこと。テストピースは、1回につき原則6個(7-3本、28-3本)とすること。
- ・1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup> 未満の場合は、生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等とすることができる。(工事標準仕様書)

(建築工事の場合)

- ・普通コンクリートはコンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上、かつ、コンクリート量150m<sup>3</sup> ごと及びその端数につき1回以上とする。
- ・軽量コンクリートの場合は、コンクリートの種類が異なるごとに午前と午後それぞれ1回以上、かつ、100m<sup>3</sup> ごと及びその端数につき1回以上とする。
- ・テストピースは、1回につき原則9個(7-3本、28-3本、型枠取外-3本)とすること。(但し、最初の測定は、打込み当初とする。

・レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための供試体の確認方法は次の方法による。(工事標準仕様書 P.150)

供試体型枠の内側にグリースを塗布後、所定の事項を記入した供試体確認板(QC版)の表を上にして型枠側部に置き、コンクリートを打設すること。

強度試験前に供試体に貼付した検印証を写真に撮り、資料採取時のものと同一のものか確認すること。

一連の作業は、適宜工事アルバムに掲載すること。

コンクリート検印

関係機関	尾張建設建設一課	監督者
施工者	尾張建設(株)	
工事名	道路改良工事	
部位	ボックスカルバート直前	
規格	24-8-25 B8	
採取日	平成17年3月10日	
愛知県建設部検印証		

検印証の記載例

施工者	略称でもよい	(例)〇〇JV
工事名	略称でもよい	(例)道路改良(〇号工)
部位	採取したロット等	(例)A1橋台フーチング
監督者	採取に立会いした発注者又は施工者の認印又はサイン	
検印証の記入用具は、黒の油性ボールペン又は細字油性マジック		
認印は朱肉または上記のペンによるサイン		

【アスファルト舗装】

舗装コアの採取数				
規模	区分	保存コア	追加コア（試験用）	
	面積	厚み管理	密度試験 1	As量抽出、 粒度 2
一般	30,000 m <sup>2</sup> 超え	40個(4ロット)	24個、最低12個	同左
	20,000 m <sup>2</sup> 超え	30個(3ロット)	18個、最低9個	同左
	20,000 m <sup>2</sup> 未満	20個(2ロット)	12個、最低6個	同左
中規模工事	10,000 m <sup>2</sup> 未満	10個(1ロット)	6個、最低3個	同左
小規模工事	2,000 m <sup>2</sup> 未満	6個	3個	同左
	500 m <sup>2</sup> 未満	路線、舗装構成毎に1個 最大3箇所	同左	同左
	100 m <sup>2</sup> 未満	省略可能	省略可能3個	同左

【品質の判定】(アスファルト舗装要綱 P.160)

- 1) 検査は、10,000 m<sup>2</sup>以下を1ロットとして、無作為に抽出した10個の測定値の平均値により判定する。
- 2) 10個のデータが得がたい場合は、3個の測定値の平均値により判定する。
- 3) 3個の平均値が不合格の場合は、さらに3個を加えた6個の平均値により判定する。

- 1 密度試験用のコアについては保存用コアでの兼用も可能。
- 2 As量の抽出試験、粒度試験については、アスファルト混合物事前審査制度により、認定審査を受けた混合物は認定書の写しを提出することで、材料の試料、試験結果、品質証明に代えるものとし、配合設計書、品質管理等の書類を省略できるものとしていることから、納入伝票の確認を併せて行うことにより両試験は省略することができる。ただし、温度、密度試験は省略できない。運用については監督職員と協議すること。

- ・ 温度管理においては、管理ポイントが判別できるように、また、温度が確認できるように撮影するとともに、舗設時には監督職員に立会いを求めること。
- ・ コア採取位置は、乱数表を使用しない場合は監督職員に指定された場所とし、採取箇所図を添付すること。
- ・ コア抜き本数に注意すること。(舗装構成ごとの面積で判断すること。)
- ・ 路盤における現場密度試験、プルフローリング試験等は、監督職員立会いのもとで行うこと。
- ・ セメント及びセメント系固化材を添加して地盤改良等を行う場合は、六価クロム溶出試験を行い、固化材が適切かどうか確認すること。

PC38 PC39	検査、確認及び立会の実施状況について確認します。
提出	段階確認書・施工状況把握報告書（様式第30号）添付資料
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・段階確認に係る報告（種別・細別・施工予定時期等）を、監督職員と協議のうえ、段階確認書・施工状況把握報告書（様式第30号）により提出しなければならない。特に、完成時の不可視部分については、監督職員の立会いを基本とする。
- ・監督職員の「段階確認」及び「施工状況立会い」については、公共施設の品質確保するうえで非常に重要であることから、工事標準仕様書に記載された段階確認一覧表、施工状況把握一覧表を参考とし、実施については監督職員の指示に従うこと。
- ・机上による確認の場合は、その状況が確認できる資料提示し整理すること。
- ・段階確認書には「工事完了確認」を記載し、監督職員による工事関係図書及び現場出来形の確認を必ず受けること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・立会い及び段階確認の依頼、実施が適切に行われたかを確認する。
- ・請負者による段階確認等が適切に行われたか、状況記録等にて確認する
- ・立会いによる段階確認が実施できない場合は、検査、確認の時期が適切であり、事前に監督職員へ立会願が提出され、段階状況立会確認書又は工事打合せ簿に記録されていることを確認する。

評価	PC38・PC39 判断基準
適正	事前に立会願が提出され、監督職員による段階確認の実施、記録が適切に行われた。
□頭	段階確認記録等に不備があったが、監督職員の□頭指導により速やかに修正され適切に処理された。（未確認は無印）
要指導	段階確認等が適切に行われなため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。段階確認が実施されなかった。
対象外	対象外事例なし。

PC40 PC41	産業廃棄物及び指定副産物の適正処理について確認します。
提出	マニフェスト管理台帳（様式第 212 号）
提示	産業廃棄物管理表（マニフェスト）（必須）

#### 注意事項（請負者）

- ・産業廃棄物及び指定副産物については、自らの責任において「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するとともに、処分する際はマニフェストを使用し、監督職員に A・B・D・E 票の確認をうけ、完成検査時に現票を検査員に提示すること。
- ・産業廃棄物の適正な処理について、マニフェスト管理台帳（様式第 212 号）を作成し、適宜監督職員の確認を受けること。また、処理完了時には管理台帳を工期内に提出すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・マニフェストの A・B・D・E 票の「車番及び車種」、「日付」、「運搬業者」、「処分業者等」の記載内容と管理台帳の記載内容とを確認するとともに、工事写真との整合についても確認する。
- ・マニフェストの「車種」と実処分重量及び過積載について、伝票等で確認する。
- ・現場立会いにより処分状況を確認する。
- ・マニフェスト管理台帳の整合確認を行ったときは、確認日及び確認サインを余白に記載すること。

評価	PC40・PC41 判断基準
適正	マニフェスト、管理台帳、工事写真などに不備がなく、適正に処理されたことが確認された。
口頭	確認資料等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に処理された。（未確認は無印）
要指導	処理方法、確認資料等に問題があったため、是正を求める指導（指示書の発行）をした。伝票等の紛失があり、適正な処分が確認できない。
対象外	建設副産物の搬出がない工事。

#### 参考資料

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条の 2 関連として、平成 10 年 12 月より情報処理センターで電子マニフェストの運用を開始している。

確認の方法 加入書（写し）の提示  
マニフェスト情報収録 CD-R 又は受渡確認票の提示

- (2) マニフェスト保管期間・・・5 年間

- (3) 産業廃棄物契約書の契約金額が 1 万円未満は、非課税となる。（収入印紙不要）

【収集運搬車に係る表示及び書面備付けの義務付けについて】(平成17年4月1日適用)

**産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、  
次の項目を表示しなければなりません。**

(みほん)

**排出事業者が自分で運搬する場合**

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

**産業廃棄物処理業者が、委託を受けて  
産業廃棄物を運搬する場合**

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号(下6けた以上)

**表示**

— 注意点 —

- ・ 見やすいこと
- ・ 詳細であること
- ・ 両側面に表示すること
- ・ 識別しやすい色の文字であること

**産業廃棄物の運搬車は、  
次のような書類を常時携帯しなければなりません。**

(みほん)

**排出事業者が自分で運搬する場合**

次の事項を記載した書類

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

**産業廃棄物処理業者が、委託を受けて  
産業廃棄物を運搬する場合**

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 許可証の写し (※)

**書面**

関連サイト：環境省  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html#p>

【収集運搬車両に備付ける書類】(岡崎市)

＜自己運搬の場合＞		収集運搬車両に備え付ける書面(例)			
運搬者の氏名又は名称		住所			
		連絡先	( ) -		
運搬する産業廃棄物	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	数量	
	燃え殻	ゴムくず	引火性廃油	特定有害汚泥	
	汚泥	金属くず	腐食性廃酸	特定有害廃酸	
	廃油	鉱さい	腐食性廃アルカリ	特定有害廃アルカリ	
	廃酸	がれき類	感染性産業廃棄物	令第2条第13号 特定有害廃棄物	
	廃アルカリ	動物のふん尿	特定有害廃PCB等		
	廃プラスチック類	動物の死体	特定有害廃PCB汚染物		
	紙くず	ダスト類(ばいじん)	特定有害指定不燃汚泥		単位
	木くず	13号廃棄物	特定有害鉱さい		t・m <sup>3</sup>
	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び珪藻土くず	特定有害燐石綿等		kg・リットル
	動物植物性残さ		特定有害ダスト類		
	動物系固形不要物		特定有害廃油		
積載した事業場の名称	積載日:平成 年 月 日	所在地			
		連絡先	( ) -		
運搬先の事業場の名称		所在地			
		連絡先	( ) -		

マニフェスト同様に1枚/車を作成する。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の留意事項 別添資料11】・・・P.104

【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、

伐採木及び末木枝条の取扱について 別添資料12】P.106

【現場で発生したコンクリート取壊し材の処理について 別添資料13】P.107

PC42 PC43	建設副産物及び建設廃棄物の利用促進計画及び実施について確認します。
提出	再生資源利用及び促進計画書、再生資源利用及び促進実施書
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

##### (1)再生資源利用計画書・再生資源利用実施書

- ・ 請負金額 100 万円以上の工事が対象となる。
- ・ 記載内容、数量等は、間違いのないように記入すること。
- ・ 発注担当者チェック欄に監督職員の確認を受けること。
- ・ 施工計画書に一部添付し、CREDAS データは実施書とともに、工事完了時に監督職員に提出すること。
- ・ CREDAS データを、電子メール又はフロッピーで監督職員に速やかに提出すること。

##### (2)再生資源利用促進計画書・再生資源利用促進実施書

- ・ 請負金額 100 万円以上の工事が対象となる。
- ・ 記載内容、数量等は、間違いのないように記入すること。
- ・ 施工計画書に一部添付し、CREDAS データは実施書とともに、工事完了時に監督職員に提出すること。
- ・ CREDAS データを、電子メール又はフロッピーで監督職員に速やかに提出すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 各計画書、実施書の記載内容について設計数量との確認をする。

評価	PC42 判断基準
適正	計画書が適正に作成され、施工計画書に含め提出された。
□ 頭	記載内容に若干の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	計画書の提出を求める指導（指示書の発行）をした。提出されなかった。
対象外	該当資源がない場合。

評価	PC43 判断基準
適正	実施書が適正に作成され、工事完了後速やかに提出された。
□ 頭	記載内容に若干の不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	実施書の提出を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	該当資源がない場合。

PC44	建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械等）を仕様書に従い適正に使用しているか確認します。
提出	排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械等の認定シールの写真
提示	監督職員による現場確認

#### 注意事項（請負者）

- ・工事標準仕様書の定に従い、建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械等）を使用し、周辺環境へ配慮すること。
- ・請負者は、認定シールが把握できるよう建設機械の使用状況を撮影し、監督職員に提出すること。認定シールの貼付がない建設機械については、その規格等が確認できる資料を提示すること。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、建設機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

#### Check-point!（監督職員）

- ・現場において、建設機械の使用状況を認定シール等で確認する。
- ・建設機械の使用状況を、認定シールが確認できる写真の提出により確認する。

評価	PC44 判断基準
適正	建設機械が、仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。
口頭	建設機械の未使用が確認されたが、監督職員の口頭指導により速やかに協議是正された。（未確認は無印）
要指導	建設機械の未使用について再度の是正を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

#### 参考資料

「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、改正平成13年4月9日国土交通省告示第2438号）に基づく認定シール



「建設省指定」の場合も有り

「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)に基づく認定シール



「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」に基づく表示シール





## . 工程管理

PC45	工事の履行状況を確認します。
提出	工事履行報告書（様式第31号）、実施工程表
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

##### (1) 工事履行報告書

- ・ 履行状況を、工事履行報告書（様式第31号）により、毎月1回程度監督職員に報告提出すること。
- ・ 月毎に、現場代理人、主任（監理）技術者がサイン又は押印したうえで提出し、監督職員の確認サイン又は押印後返却を受け管理すること。

##### (2) 実施工程表

- ・ 無理のない工程計画を立案すること。
- ・ 定期的に進捗状況を把握し、-20%以上の差異が生じた場合は改善策を講じ、計画・工程の見直しをすること。また、工期、工種の変更、追加時にも適宜見直しをすること。
- ・ 進捗率、凡例の記入を忘れないこと。
- ・ 軽微な工事や実働工期が1ヶ月未満の工事については、監督職員との協議により履行報告を省略できるものとする。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 現場の進捗状況を履行報告と合わせて確認する。
- ・ 毎月の実施工程表、工事履行報告書により、工事の進捗及び工程管理状況を確認する。

評価	PC45 判断基準
適正	工程に無理がなく適正に管理され、履行報告等が毎月あった。
口頭	工程に多少のずれがあったが、監督職員の間頭指導により速やかに改善対応された。 (未確認は無印)
要指導	工事履行報告、工程管理に関して問題があったため、改善を求める指導(指示書の発行)をした。 工事履行報告の提出がされなかった。 請負者の事由により工期を延期した。
対象外	軽微な工事や実働工期が1ヶ月未満の場合。

PC46	工事記録について確認します。
提出	工事記録
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・ 工事の始期日から完成日までの記録を漏れなく作成すること。
- ・ 実施工程表に基づき各工種が工程表の計画どおりに施工したことを記録すること。
- ・ 工事記録には、次の事項の記載を行うこと。
  - 「施工計画書提出日」
  - 「安全管理の実施日」(安全訓練、安全パトロール)
  - 「監督職員及び関係機関との立会日」
  - 「社内検査日」
  - 「監督職員の完了確認日」
  - 「休日等」

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 記載事項に漏れがないか確認をする。

評価	PC46 判断基準
適正	記載漏れがなく適切な記録が確認できた。
口頭	若干の記載漏れ等があり、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に対応された。 (未確認は無印)
要指導	工事記録に漏れが多くあり、訂正を求める指導（指示書の発行）をした。 工事記録が提出されなかった。
対象外	対象外事例なし。

PC47	社内検査の実施状況について確認します。
提出	社内検査報告書（様式第71号）、完成届（様式第72号）
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・請負者は、工事が完了したときは社内検査を実施しその状況を報告すること。社内検査については、配置技術者以外で実施することが望ましい。
- ・社内検査により、現場の状況、工事関係書類の手直し、不備があった場合は、速やかに修補を行い、工期内に監督職員の確認を受けること。
- ・完成届は、日付を入れ工期内に提出をすること。（2500万円以上の技術者の専任については、完成届の受理をもってその専任が解かれるものとする。）

#### Check-point!（監督職員）

- ・監督職員は、工期内に現場の出来形及び工事関係書類の確認を行うこと。
- ・確認時に手直し、訂正事項があった場合は、期日を指定し速やかに修補、訂正させること。

評価	PC47 判断基準
適正	工期内に社内検査が実施され報告された。 工事関係書類に漏れ、大きな不備等がなく適正に完了した。
口頭	工期内に社内検査が実施されなかった。 工事関係書類に漏れ、不備等があったが監督職員の口頭指導により速やかに修正提出された。（未確認は無印）
要指導	完成届が工期内に提出されなかった。 工事関係書類に漏れ、整理不備等が多く訂正を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

PC48	高度な工程管理による工期短縮を確認します。
提出	協議書
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・常に工程内容のフォローアップを行い、適正な工程管理を行うこと。  
工期の短縮に関する協議（提案等）は、予め発注者の確認を受けその実施状況を報告すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・工程のフォローについては適切に行い、過度な工程調整等が行われないよう指導すること。  
また、工期短縮等の優れた提案に対しては、その提案内容を確認し、実施状況の確認を行うこと。

評価	PC48 判断基準
適正	工程の管理が優れており、概ね1ヶ月程度の工期短縮が行われた。 高度な工程管理を要し、適正に期限内に完了した。
口頭	工程管理に対して口頭指導事項がなかった。 適正な工程管理により、期限内に完了した。（未確認は無印）
要指導	工程管理に関して問題があったため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。



## . 安全对策

PC49 PC50 PC51	現場における請負者の安全活動実施状況を確認します。
提出	「 - 」
提示	KY・TBM活動記録簿（任意） 新規入場者教育記録簿（任意） 安全訓練実施報告書【様式第32号】（必須） 安全巡視記録簿（任意）

#### 注意事項（請負者）

- ・安全訓練等については、工事着手後、作業員全員の参加（下請け、交通誘導員、オペレーター）により月当たり1回程度、半日以上（複数回に分けて実施も可）の時間を割当て実施すること。
- ・施工計画書に該当工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成添付し、実施状況は安全訓練等の実施報告書（様式第32号）により、参加者名簿とともに監督職員に提示すること。
- ・主旨を理解し、形だけの記録にならないよう、積極的に取り組むこと。
- ・施工計画書にKY・TBM、新規入場者教育等の請負者の自主的な実施計画を記載し、その活動記録を監督職員に提示すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・施工計画書に記載された活動状況を、記録の提示を受け確認する。

評価	PC49・PC50・PC51 判断基準
適正	安全活動等が活発に行われ、その記録が確認できた。
口頭	安全活動等の実施状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。 安全活動等は実施されたが、記録による確認ができなかった。 請負者からの活動記録の提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	危険な作業状態が確認され、作業員の安全意識が低いなどの問題があったため、安全活動等の再実施などを求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

PC52	保安具、保安設備等の必要な安全装備についての安全巡視状況を確認します。
提出	「 - 」
提示	安全巡視記録簿（任意）

#### 注意事項（請負者）

- ・安全規律について施工計画書等に記載し作業員の安全意識の向上を図るとともに確実に実施することにより現場内の事故防止に努めること。
- ・作業員の服装や保護具、必要な装備についてその整備状況を点検し記録すること。
- ・現場に設置した安全標識等の設置管理の巡視状況を記録に残し、適正な維持管理に努めること。
- ・予告標識等の日付、工事休止日における看板の非表示等、適切な処置を講ずること。
- ・作業休止日については「休工中」との表示を行い、工事看板類の適正な維持管理に努めること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・道路使用許可証等に基づき、現場への標識類の設置状況及び管理状況を確認する。
- ・保安具、保安設備等の安全巡視記録の提示を受け確認する。

評価	PC52 判断基準
適正	安全規律が整備されており、実施状況も良好であった。
口頭	実施状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。 安全巡視が行われたが、記録等によりその実施状況が確認できなかった。 請負者からの活動記録の提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	作業員の保安具、保安施設等の設置状況や点検、記録等に問題があったため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

PC53	請負会社の安全活動実施状況を確認します。
提出	「 - 」
提示	社内パトロール記録簿（任意）、安全大会等記録簿（任意）

#### 注意事項（請負者）

- ・ 請負者は、災害防止協議会及び安全委員会を設置し、安全に関する啓発活動に取り組むこと。
- ・ 施工計画書に災害防止協議会及び安全委員会の請負者の自主的な実施計画（社内パトロール、安全大会等）を記載し、その実施状況を記録すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・ 実施記録等の提示によりその活動状況を確認する。

評定	PC53 判 断 基 準
適 正	請負会社の安全活動が行われた記録がある。
□ 頭	請負会社の安全活動は実施されたが、記録による確認ができなかった。 請負者からの活動記録の提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	事故等の発生後も具体的な安全活動が実施されず、請負会社としての安全意識が低いなどの問題があり、改善を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	対象外事例なし。

PC54 PC55	交通誘導警備業務について確認します。
提出	交通誘導警備員報告書、誘導警備業務契約書写し
提示	交通誘導警備員資格者証（必須）誘導警備業務経歴書写し（必須）

#### 注意事項（請負者）

- ・現場状況に即した誘導警備員の配置計画をたて、監督職員へ事前協議すること。
- ・公安委員会の許可条件等を遵守し、変更が生じた場合は直ちに監督職員に協議をすること。
- ・警備業法の改正（平成 17年 11月施行）に伴い、都道府県の公安委員会が必要と認める道路における交通誘導警備員に関し、1人は有資格者（交通誘導警備業務 1級又は2級以上）の配置が必要です。交通誘導警備員の資格要件が確認できる資料を整理すること。また、有資格者が配置を出来ない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て実務経験3年以上の者とする事ができる。
- ・交通誘導警備員の報告に際しては、交通誘導警備員 A（有資格者）及び B（それ以外）が確認できるよう報告をすること。
- ・軽微な工事、短期工事の誘導警備員の報告については、工事記録の作業人員欄の記載に変えることができる。（交通誘導警備員 A，B の総人数を記載すること。）

#### Check-point!（監督職員）

- ・公安委員会の許可条件を遵守し、適正な交通誘導が行われているか確認する。
- ・交通誘導警備員の資格要件、配置誘導状況を確認する。
- ・伝票、工事記録等で、配置人員等を確認する。

評価	PC54・PC55 判断基準
適正	公安の許可条件を遵守し適正な交通誘導警備員の配置、誘導が行われた。 交通誘導警備員の報告が適切に行われた。
口頭	公安許可条件の遵守、適正な交通誘導警備員の配置、誘導に問題があったが、監督職員の口頭指導により速やかかつ適切に対応された。（未確認は無印）
要指導	交通誘導に関する苦情があった。 再三に渡り公安の許可条件が遵守されず、改善を求める指導（指示書の発行）をした。 交通誘導警備員が配置されなかった。
対象外	交通誘導警備員を必要としない工事。

PC56	過積載防止の取組み状況を確認します。
提出	「 - 」
提示	車両検収写真（任意）、積載管理表（任意）、積載伝票（任意）

#### 注意事項（請負者）

- ・過積載は、ブレーキ性能の低下やハンドル操作の遅れが発生し、交通事故の誘発要因となるとともに、道路及び橋梁等を損傷する一因となっている。さらに、エンジンや車体に過大な負担がかかることにより、騒音、振動及び排気ガスの増大を招くことから、請負者は、道路法、道路交通法及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）等の法令を遵守し、過積載防止に努めなければならない。
- ・荷台枠高さによる容量管理や自重計等による計測管理などにより、積載量の管理状況、過積載防止の取組み状況のわかる記録を整備すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・監督職員は、積載記録や巡回点検等により積載状況を確認し、疑わしき状況を発見した場合は、請負者に対し是正指導を行うこと。場合により、積載重量の確認立会いを行うこと。

評定	PC56 判断基準
適正	過積載防止の取組みが行われ、作業員の意識も高く記録等も整備されている。
口頭	疑わしき事例が確認されたが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。請負者からの取り組みの提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	再三に渡り疑わしい事例が確認されたため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。取組みが不十分であり、記録もない。
対象外	過積対象物がない場合。

#### 参考資料

##### (1)【過積載防止への取組み】

- ・「請負者は下記によりダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。」  
(工事標準仕様書)

工所用資機材等の積載超過がないようにすること。

過積載を行っていることが判明した業者からは、資材購入をしないこと。

資材の購入等に当っては、資材納入業者等への過積載防止の指導に努めるとともに、利益を不当に害することのないようにすること。

さし枠の装置又は物品積載装置を不正改造したダンプカーが、工事現場に出入りしないようにすること。

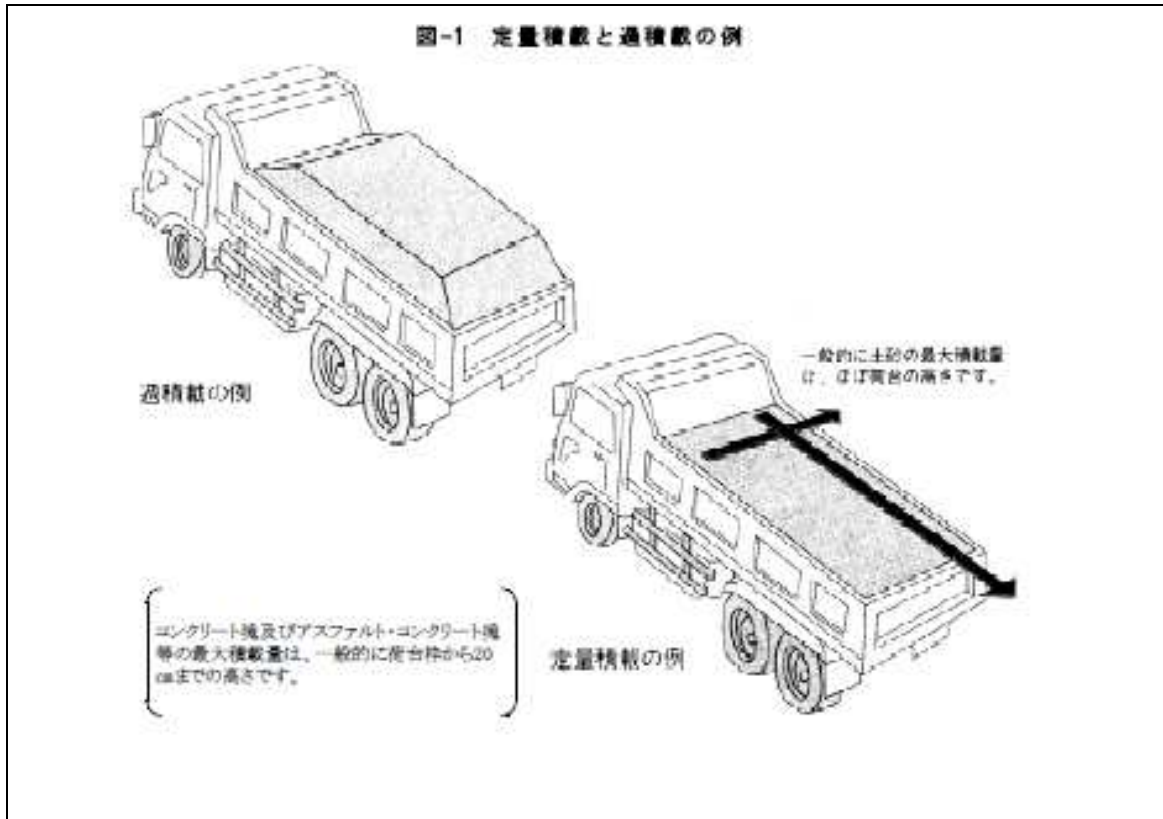
ダンプ規制法（以下「法」という。）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等加入者の使用を推進すること。

下請負契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当っては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

から のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。

(2)【過積載とは】

ダンプカー等について、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という。）に記載されている最大積載量を超えている場合を「過積載」とする。なお、土砂等をダンプカー等に積み込む場合、積載物の比重により多少の違いはあるが、一般的に積載状況がほぼ荷台枠の高さとなる量が最大積載量となる。（図-1）



PC57	山留め、仮締切、足場、支保工等の管理点検状況を確認します。
提出	「 - 」
提示	仮設等管理点検記録簿（任意）

#### 注意事項（請負者）

- ・「労働安全衛生法」、「建設機械施工安全技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要領」を遵守し、建設工事現場における安全点検を実施して各仮設等の点検管理記録を残すようにすること。
- ・工事に伴う仮設等の設置に関して、届出を必要とする設備は、工事開始の30日前までに労働基準監督署へ届出すること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・各種記録を確認するとともに、「安全サポートマニュアル」、「建設機械施工安全マニュアル」等を活用し現場の点検を行うこと。

評定	PC57 判 断 基 準
適 正	各種点検記録、管理記録が整備されており、現場状況が良好である。
口 頭	点検管理状況に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。請負者からの取り組みの提示がなかった。（未確認は無印）
要指導	現場の管理状況が悪かったため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	仮設等がない場合。

#### 参考資料

関連サイト：国土交通省「安全サポートマニュアル」

[http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/azen\\_support/index.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/azen_support/index.htm)

関連サイト：国土交通省「建設機械施工安全マニュアル」

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyousafe\\_manual/safe\\_manual.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyousafe_manual/safe_manual.htm)

## . 对外關係

PC58	関係機関との協議、折衝等について確認します。
提出	関係機関への協議書、官公庁への提出書類
提示	官公庁への届出書の添付資料(必須)

#### 注意事項(請負者)

- ・工事着手前に関係機関との協議を速やかに行うこと。
- ・主な関係機関
  - 岡崎警察署(道路使用許可証) 岡崎市明大寺町字銭堤 4-1 0564-58-0110
  - 道路管理者(国、県、市)
    - (国道1号) 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所  
岡崎市岡町字西神馬崎北側 9-1 0564-51-3546
    - (国道248,301,473号、県道) 愛知県西三河建設事務所維持管理課 0564-27-2757
    - (市道) 岡崎市土木建設部道路維持課 0564-23-6225、土木用地課 0564-23-6637
  - 鉄道事業者(近接工事届)
    - 東海旅客鉄道株式会社(岡崎駅) 岡崎市羽根町字東荒子 0564-52-5584
    - 名古屋鉄道株式会社(東部土木管理区) 安城市東栄町1丁目1-14 0566-98-7554
    - 愛知環状鉄道株式会社(施設区) 豊田市小坂本町1丁目16 0565-35-3788
  - バス事業者 名鉄バス株式会社(岡崎営業所) 岡崎市明大寺町字天白前 23 0564-21-1918
  - 河川管理者(占用、作業届)
    - (1級) 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所 豊橋市中野町字平西 1-6 0532-48-8106
    - (2級) 愛知県西三河建設事務所維持管理課 0564-27-2758
    - (準用) 岡崎市土木建設部河川課 0564-23-6468
  - 労働基準監督署(岡崎労働基準監督署) 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 0564-52-3161
  - 中央クリーンセンター(工事届) 0564-22-1153 Fax0564-25-8153
  - 消防署(岡崎市消防本部中消防署本署)(工事届) 岡崎市朝日町3丁目4 0564-21-5151
  - 矢作川沿岸水質保全対策協議会(工事届) 安城市大東町22-16 0566-76-4925
  - 岡崎市環境部環境保全課(特定建設作業実施届) 0564-23-6194
  - 水道事業者 岡崎市水道局工務課修繕班 岡崎市竜美台1丁目4 0564-52-1510
  - 電気事業者 中部電力株式会社岡崎営業所 0564-55-5071
  - ガス事業者 東邦ガス株式会社東部支社岡崎営業所 岡崎市久後崎町字本郷 53 0564-21-2231
  - 通信事業者 NTT
- ・関係機関への許可証、届出書の写しを提出すること。なお、官公庁への届出書類についての添付資料は提示とする。

#### Check-point!(監督職員)

- ・関係機関の許可証、届出書の写し、協議記録を確認する。

評定	PC58 判断基準
適正	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等が確認できた。
口頭	関係機関との協議不足等があったが、監督職員の口頭指導により速やかにかつ適切に処理された。(未確認は無印)
要指導	関係機関との協議等に問題があったため、是正を求める指導(指示書の発行)をした。無許可、許可期限切れ等であった。
対象外	関係機関が無い場合。

PC59	近接工事又は施工上密接に関連する他工事の請負者との調整協力状況について確認します。
提出	打合せ記録簿
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・近接工事または工事施行に関連する工事（水道、ガス、架空線事業者等）との打合せを行い、スムーズな工事の進行に努めること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・近隣工区との工程調整や他事業（占用）者との打合せ記録、事前立会い、試掘等の立会い記録を確認する。

評価	PC59 判断基準
適正	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会い等が適切に実施、管理が行われ、その記録が整理されている。
口頭	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会い等に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかに改善された。（未確認は無印）
要指導	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会い等に問題があったため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。
対象外	近接工事又は施工上密接に関連する他工事の請負者がいない場合。

PC60	地元住民等（直接関係者）への対応状況を確認します。
提出	打合せ記録簿
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・直接関係する地元住民等との調整、打合せを十分に行い、スムーズな工事の進行に努めること。
- ・苦情に対しては速やかに対応し、適切に処理するとともに記録に残し、監督職員へ遅滞なく報告を行うこと。（騒音振動、工事中の出入り、ごみ集積場、工事に伴う借地、資材置場周辺関係者 et c)

#### Check-point!（監督職員）

- ・地元住民等（直接関係者）との打合せ記録や苦情対応記録を確認する。

評定	PC60 判 断 基 準
適 正	地元住民等（直接関係者）からの苦情等がなかった。 地元住民等との交渉、苦情処理などが適切に行われ、記録が整理されている。
口 頭	地元住民等との交渉や苦情処理などへの対応、報告に不備があったが、監督職員の口頭指導により速やかにかつ適切に対応処理された。（未確認は無印）
要指導	地元住民等との交渉や苦情への対応に問題があったため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。 苦情処理に対する誠意が感じられない。
対象外	地元住民等の対象者がいない場合。

PC6 1	第三者（直接関係しない）への対応状況について確認します。
提出	打合せ記録簿
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・第三者（直接関係しない）への工事周知を適切に行い、スムーズな工事の進行に努めること。また、苦情等に対し早急にその事実を確認し、適切に対応すること。（通過通行車両、配送業者等各種団体、騒音振動等）

#### Check-point!（監督職員）

- ・第三者（直接関係しない）からの苦情等がなかったか聞き取りし確認する。
- ・第三者（直接関係しない）への工事周知等その取組みの記録を確認する。
- ・第三者（直接関係しない）からの苦情等対し、その報告、適切な対応が行われたか記録を確認する。

評価	PC6 1 判 断 基 準
適 正	第三者（直接関係しない）からの苦情等がなかった。
口 頭	第三者（直接関係しない）からの苦情等に対し適切な処置を講じたが、監督職員への報告漏れがあり、口頭指導をした。（未確認は無印）
要指導	第三者（直接関係しない）からの苦情等に対し適切な処置を怠った。 再発防止処置が取られず、再度発生したため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。 苦情等の処理に誠意が感じられない。
対象外	対象外事例なし。

PC 6 2	請負工事中の公衆損害・事故等の対応状況について確認します。
提出	事故報告書（様式第 67号）
提示	「 - 」

#### 注意事項（請負者）

- ・法令遵守はもとより、特に請負工事中の公衆損害・事故等の発生を防止すること。万一、公衆損害・事故等が発生した場合は、速やかにその事実を確認し、適切に対応するとともに、監督職員への報告を行なうこと。
- ・公衆損害・事故等の対応については、誠意ある対応をすること。

#### Check-point!（監督職員）

- ・公衆損害・事故等がなかったか聞き取りし確認する。
- ・公衆損害・事故等の発生に対し、その報告、適切な対応が行われたか記録を確認する。

評価	PC 6 2 判 断 基 準
適 正	公衆損害・事故等がなかった。
口 頭	軽微な公衆損害・事故等の発生に対し適切な処置が講じられたが、監督職員への報告漏れがあり口頭指導をした。（未確認は無印）
要指導	公衆損害・事故等が発生に対し適切な処置を怠った。 再発防止処置が取られず、再度発生したため、改善を求める指導（指示書の発行）をした。 公衆損害・事故等の処理に誠意が感じられない。
対象外	対象外事例なし。

重大な工事事務等については、入札参加停止措置が取られます。

## 第4章 工事の完成

## 工事完成までの流れについて

検査フロー	注意事項
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事完了</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社内検査</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完了確認 現場・関係書類</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完成届受理</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検査手続</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事検査</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検査結果通知書</div>	<p>工事完了後、速やかに社内検査を実施すること。          (社内検査員は配置現場代理人、主任技術者以外が望ましい)          社内検査報告書(様式第71号)により発注者へ報告をし、工事関係書類一式を提出すること。          監督職員による確認を受けること。</p> <p>監督職員は、出来形及び提出書類の確認を行い、訂正事項は速やかに指示訂正させること。また、修補事項があった場合は、期日も合わせて指示すること。          (万一、重大な修補事項等が確認された場合は、しかるべき事務手続を執ること。)</p> <p>監督職員による確認を受けた後、完成届を提出すること。          工期内提出厳守、完成年月日と提出年月日を必ず記入すること。          完成届(様式第72号)の提出により工事が完成する。  <b>この時点で、技術者の配置専任義務が解かれます。</b></p> <p>監督職員は、工事完成届受理後遅滞なく検査の手続を進めること。</p> <p>検査受験に関しては、別に定める「岡崎市工事検査要領」によることとする。          検査職員は、工事完成届の受理後、14日以内に完成検査を実施すること。</p>

## 第 5 章 別添資料集

別添資料1【建退共共済証紙購入の考え方】

建設現場ごとの対象労働者及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すること。

的確な把握が困難である場合において、機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とする際には、「就労者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に [対象工事における労働者の建退共制度加入率(%) / 70%] を乗じた値を参考とすること。

< 計算例 >

総工事費 50,000 千円の土木・舗装工事で労働者の建退共制度加入率が 50% の場合の共済証紙代金の参考値

$$50,000,000 \times 2.9 / 1,000 \times 50 (\%) / 70 (\%) = 103,571 \text{ 円}$$

土 木

総工事費(千円)	1,000 ~ 9,999	10,000 ~ 49,999	50,000 ~ 99,999	100,000 ~ 499,999	500,000 以上
舗装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
隧道	4.5/1000	3.6/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.9/1000
堰堤	4.1/1000	3.8/1000	3.1/1000	2.5/1000	1.8/1000
浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
その他の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000

建 築

総工事費(千円)	1,000 ~ 9,999	10,000 ~ 49,999	50,000 ~ 99,999	100,000 ~ 499,999	500,000 以上
住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000

設 備

総工事費(千円)	1,000 ~ 9,999	10,000 ~ 49,999	50,000 ~ 99,999	100,000 ~ 499,999	500,000 以上
屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは請負契約額(消費税相当額を含む)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

Q. 共済証紙を買ったら、共済証紙が余ってしまいました。どうすればよいでしょうか。

A. 余った場合には、他の工事に使って下さい。

その際、建退共の共済契約者証及び、過去の証紙払出し状況の分かる資料の提示を求めます。(就労状況に応じて適正枚数を購入、払出しを行なうことが大切です。)

別添資料 2【建設工事の種類と建設業許可区分】(建設業法第 2 条 1 項の別表)

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日告示 350 号)	建設工事の例示 (昭和 47 年 3 月 18 日建設 省計建発第 46 号)
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事・型枠工事・造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立、機械器具建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリングクラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び凝石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示 350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月18日建設 省計建発第46号)
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ	ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示 350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月18日建設 省計建発第46号)
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電機通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上とうを緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

略号	建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示 350号)	建設工事の例示 (昭和47年3月18日建設 省計建発第46号)
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の 建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

(注)

『土木一式工事』には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事を含む。

『左官工事』における「吹付け工事」は、建築物に対してモルタル等を吹付ける工事をいう。

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」とは、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等をいう。

「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、『土木一式工事』に該当する。

「吹付け工事」とは、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

「鉄骨組立工事」とは、既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみ請け負う工事をいう。

『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、建築物の内外装として凝石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等をいう。

『管工事』における上下水道等の配管工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事をいう。し尿処理に関する施設の建設工事は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が該当する。

『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事をいう。コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレーブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請負う工事をいう。

『ほ装工事』において併せて施工されることが多いガードレール設置工事は、『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。地盤面をコンクリート等でほ装した上に人工芝を張付ける工事も『ほ装工

事』である。

『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみである。

『内装仕上工事』における「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組立てて据付ける工事をいう。

「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

『機械器具設置工事』における「機械器具」の種類は、『電気工事』『管工事』『電気通信工事』『消防施設工事』等のそれぞれ専門の機械器具に該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具を対象とする。そのため、「給排気器機設置工事」とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、『管工事』に該当する。

『電気通信工事』における「情報制御設備工事」には、コンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。

『造園工事』における「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事をいう。

「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事をいう。

「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。

「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

『水道施設工事』における上下水道に関する施設の建設工事は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が該当する。

し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が該当する。

『清掃施設工事』におけるし尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当する。

建設工事にあたらなると考えられる業務の例示

(1)炭坑の坑道掘削や支保工、(2)街路樹の枝はらい、(3)樹木等の冬囲い、剪定、(4)道路維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除雪業務、路面清掃、(5)建設機械のオペレータ付きリース、建設資材の賃貸、仮設材などの賃貸、(6)委託契約における設備関係の保守点検のみの業務、(7)造林事業、(8)苗木の育成販売、(9)工作物の設計業務、工事施工の監理業務、(10)地質調査、測量調査、(11)建売分譲住宅の販売、(12)水道管凍結時の解凍作業など

別添資料3【監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格等】

管理技術者または主任技術者となりうる国家資格等				土	建	大	左	と	屋	電	ガ	鋼	鉄	ほ	板	力	防	機	熱	電	さ	建	消	清	
				木	工	工	官	石	根	管	・	構	物	筋	し	ラ	水	内	機	電	さ	建	消	清	
資格区分				資格																					
				コード																					
				(注5)																					
建設業法 技術検定	合格証明書	1級建設機械施工技士		111																					
		2級建設機械施工技士		212																					
		1級土木施工管理技士		113																					
		2級土木施工管理技士	種別	土木	214																				
				鉄構造物塗装	215																				
		1級建築施工管理技士		120																					
		2級建築施工管理技士	種別	建築	221																				
				躯体	222																				
				仕上げ	223																				
		1級電気工事施工管理技士		127																					
		2級電気工事施工管理技士		228																					
		1級管工事施工管理技士		129																					
		2級管工事施工管理技士		230																					
		1級造園施工管理技士		133																					
2級造園施工管理技士		234																							
建築士法 建築士試験	免許証	1級建築士		137																					
		2級建築士		238																					
		木造建築士		239																					
技術士法 技術士試験	登録証	建設「鋼構造及びコンクリート」		141																					
		建設「農林土木」		142																					
		農業「農林土木」		143																					
		電気・電子		144																					
		機械		145																					
		機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」		146																					
		水道		147																					
		水道「上水道及び工業用水道」		148																					
		林業「林業」		149																					
		林業「森林土木」		150																					
		水産「水産土木」		151																					
		衛生工学		152																					
		衛生工学「水質管理」		153																					
		衛生工学「汚物処理」又は「廃棄物処理」		154																					
電気工事法 電気工事試験	免状	第1種電気工事士		155																					
		第2種電気工事士		256																					
電気事業法 電気主任技術者国家試験等	免状	電気主任技術者(1,2,3種)	実務経験	3年	258																				
			5年	258																					
水道法 給水装置工事主任技術者試験	免状	給水装置工事主任技術者	実務経験	1年	265																				
			1年	265																					
消防法 消防設備士試験	免状	甲種消防設備士		168																					
		乙種消防設備士		169																					
職業能力開発促進法 技能検定	合格証書	建築大工		171 271																					
		左官		172 272																					
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工		173 273																					
		ウェルポイント施工		166 266																					
		空気調和設備配管		174 274																					
		給排水衛生設備配管		175 275																					
		配管・配管工		176 276																					
		タイル張り・タイル張り工		177 277																					
		築炉・築炉工・れんが積み		178 278																					
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積み		179 279																					
		ブロック施工		179 279																					
		石工・石材施工・石積み		180 280																					
		鉄工・製罐		181 281																					
		鉄筋組立て・鉄筋施工・(選択科目「鉄筋施工図作成業務」及び「鉄筋組立て作業」)		182 282																					
		工場板金		183 283																					
		建築板金・板金(選択科目「建築板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)		184 284																					
		板金・板金工・打出し板金		185 285																					
		かわらぶき・スレート施工		186 286																					
		ガラス施工		187 287																					
		塗装・木工塗装・木工塗装工		188 288																					
		建築塗装・建築塗装工		189 289																					
		金属塗装・金属塗装工		190 290																					
		噴霧塗装		191 291																					
		路面標示施工		167																					
		量製作・量工		192 292																					
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		193 293																					
		熱絶縁施工		194 294																					
		建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工		195 295																					
		造園		196 296																					
		防水施工		197 297																					
		さく井		198 298																					
		その他		地すべり防止工事士		061																			
				建築設備士		062																			
				一級計装士		063																			

：監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格  
 ：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格  
 (注1) 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。  
 (注2) 表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。  
 (注3) 職業能力開発促進法の「技能検定」においては、等級区分が2級である資格は合格後1年の実務経験を要する。  
 (注4) 「汚物処理」は昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。  
 (注5) 職業能力開発促進法の技術検定では1級、2級の区分があり、100桁の1と2に対応している。

#### 別添資料 4【交通誘導員の資格】

##### 交通誘導員の資格について

- ・交通誘導員のうち 1 人は有資格者（公安委員会の検定資格者）とすること。
- ・有資格者が配置できない場合は、監督職員の承諾を得て、交通・整理の実務経験が 3 年以上の者とする事ができる。
- ・交通誘導員を定めたときは、公安委員会の検定資格の写し、経歴書等を、監督職員に提出すること。
- ・警備会社の認定書の写しを添付すること。（工事標準仕様書）
- ・警備業法の改正（平成 17 年 11 月施行）に伴い、都道府県の公安委員会が必要と認める道路における交通誘導員に関し、一人以上の検定合格警備員（交通誘導警備業務 2 級以上）の配置が必要です。

##### 交通誘導警備（警備業法）

法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）を実施する。

「交通誘導警備」の検定には 1 級と 2 級があり、2 級は 18 歳以上であれば性別・学歴など特に受験資格は問われないが、1 級の受験には 2 級合格後 1 年以上当該警備業務の実務経験が必要とされる。

##### 注意：

警備員の行う交通整理については、警察官の行う交通誘導等とは性格が異なり、特別な権限を有するものではなく、もちろん実際の信号機と異なる誘導等を行うことはできない。それは、警察官の行為が法令の根拠に基づいて行われる特別なものであるのに対して、警備員の行為は一般私人の行為として行われるため、施設や建築現場等の敷地内であれば私的管理権の範囲内で行われ、道路等の公共の場であれば通行者等道路利用者の協力を得て行われるものとなることから、両者の交通整理の性質は根本的に異なるものと言える。

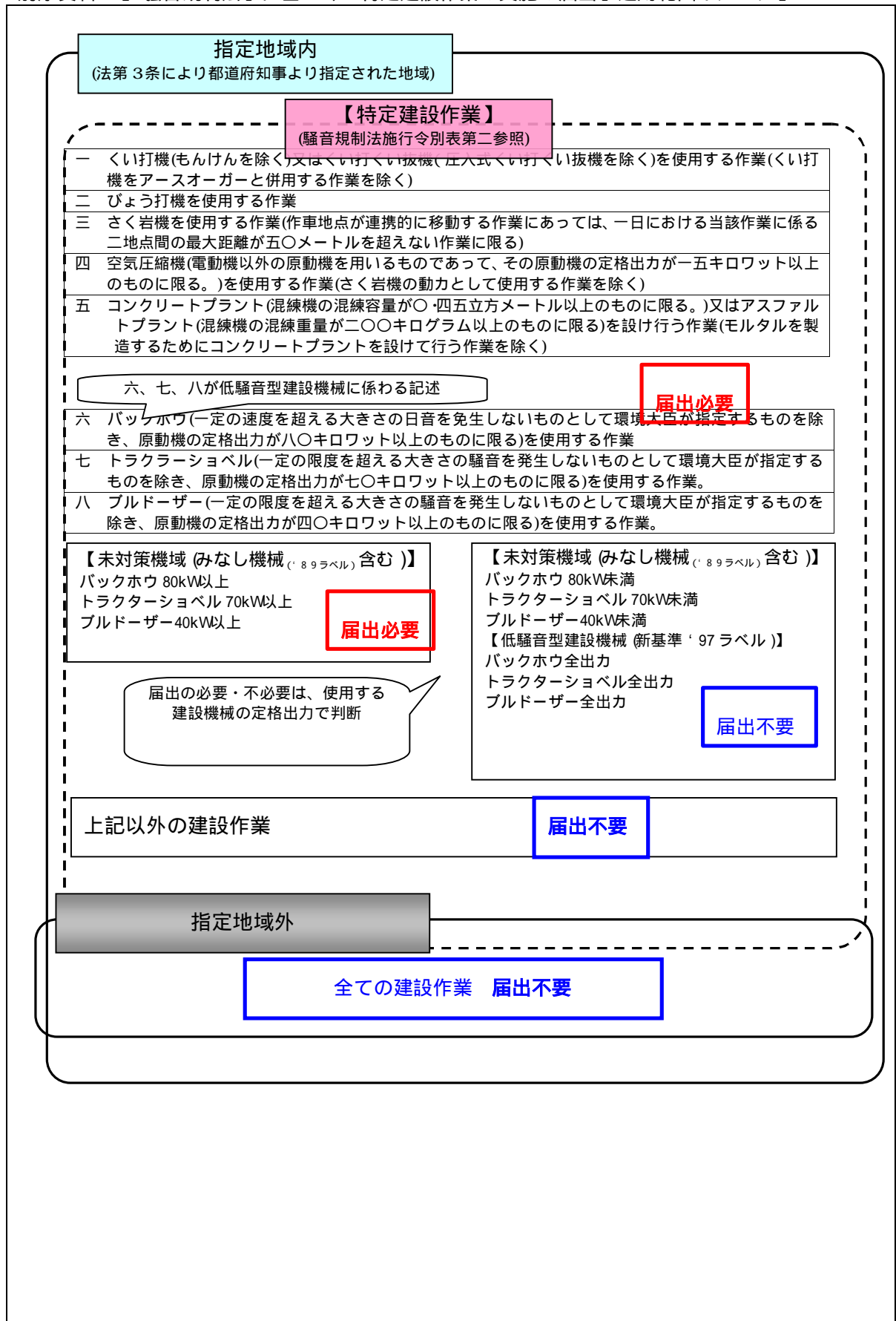
##### 警備員に対する教育制度について

警備業者の警備員に対する教育及び指導、監督は、警備業者の遵守すべき義務のうち、最も重要なものであり、警備業者は、警備業法 14 条第 2 項の規定に基づいて雇用している警備員に対して、一定の警備員教育を実施しなければならない。

警備員を新たに採用した場合には、実際の現場へ配置する前に新任教育（15 時間以上の基本教育と 15 時間以上の業務別教育（交通誘導警備）を実施しなければならず、既に雇用している現任警備員に対しては、教育期（4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間及び 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）ごとに現任教育（基本教育 3 時間以上と業務別教育（交通誘導警備）5 時間）を実施しなければならないものであり、その教育事項、教育時間の詳細については警備業法施行規則第 38 条に定められている。

このように警備業が法律によって教育事項や教育時間等を定められているのは、他人の需要に応じて、その生命、身体、財産等を守ることを主な業務内容とする特殊性と、さらには、国民の自主防犯活動を補完又は代行する重要な役割を果たしているからであると言える。

別添資料5【「騒音規制法」に基づく「特定建設作業の実施の届出」適用範囲イメージ】



別添資料6「特定建設作業の実施の届出」の祝祭日・日曜日の届出書

平成 年 月 日

岡 崎 市 長

届出者 〒  
住所  
氏名

印

日曜・祝祭日に実施する特定建設作業について

岡崎市 町地内において 工事を行うにあたり、下記のとおり、日曜・祝祭日に特定建設作業を実施します。

作業を行うにあたっては、騒音・振動の発生の防止に努め、地元住民の方々などに日曜・祝祭日の施工の周知を図り、理解を得たうえで実施を致します。

なお、日曜・祝祭日施工に関して、苦情等があった場合は、工事の中止の検討を含めて適切に対処いたします。

記

- 1 工事日 平成 年 月 日(日)
- 2 作業時間 午前9時から午後5時まで
- 3 日曜・祝祭日施工の理由
- 4 特定建設作業実施届出書の提出日
- 5 工事の場所
- 6 施工に関する連絡先  
担当 電 話 056 4-x x - x x x x
- 7 市担当者 課 工事 班  
電 話 056 4-x x -x x x x

公共工事に伴う農地転用と固定資産税について

岡崎市

日頃は、公共事業にご理解とご協力いただきありがとうございます。

昨今、市街化区域内ではますます宅地化が進み、公共工事（水道・下水道・道路築造等）の工事用の一時資材置き場等の用地確保が難しくなっています。以前は、空地の利用をさせていただいていましたが、最近では畑や田を一時休耕して、工事への協力をお願いすることが多くなってきている。このことにより、次のような問題が発生している。

工事完了後すみやかに農地回復を行わなかったため、課税基準日に「雑種地」として認定を受け「農地」より高い税金を払わなければならなくなった。

2社以上に連続して貸地した際に、2社目以降の借地者（工事請負業者）が「農地転用手続き」を行わなかったため、結果として無断転用となっている。

工事完了後に、地主の申し出により借地者（工事請負業者）が「農地回復」を行わず、地主も「農地転用手続き」を行っていないため、無断農地転用となっている。

「善意で貸したつもりなのに・・・」、「貸してもらった地主さんの要望だから・・・」と、いったことが思わぬトラブルになってしまうことがあります。

農地転用とは・・・

- ・農地法第4条又は第5条の規定による農地転用届出書で、農地をそれ以外の目的で永続的又は一時的に使用する場合に農業委員会に届けを出します。

固定資産税とは・・・

- ・固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」と言います。）に土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産が所在する市町村に納める税金です。

「農地転用」について わからないことがあれば

農業委員会事務局総務班

電話 23-6196

「固定資産税」について わからないことがあれば

財務部資産税課土地1班・土地2班

電話 23-6103

本書は、公共事業により農地を貸地していただける地主様  
公共事業により農地を借地する施工業者を対象としている。

Q . 公共工事のために農地を貸地した場合の固定資産税はどうか？

A . 現況地目とともに税率も変わります

固定資産税の基準日（賦課期日）は毎年 1 月 1 日です。この日に現況地目が「農地」であるか「雑種地（一時資材置き場、仮設事務所、重機置き場等）」であるかによって、固定資産税の税負担は違ってまいります。「農地」の場合、基本的には税負担は評価額の 1/3 になります。したがって、「雑種地」のほうが税負担は高くなる。

ただし一時農地転用の手続きをとられた場合・・・

借用期間に訪れる最初の賦課期日（1 月 1 日）には、借用前の地目で課税します。（農地課税）

借用期間に訪れる 2 回目の賦課期日からは現況に応じた課税をします。（雑種地課税）

借用前の課税地目を保留するものですので、雑種地を貸した場合には、雑種地課税となります。また、2 社以上に続けて貸す場合、2 社目に雑種地の状態で貸すと、雑種地課税となります。

Q . 公共工事のために農地を貸地し、一時転用をする場合の手続きは？

A .

一時転用届出書の理由欄（「4 . 転用計画 - 転用の目的に係る事業又は施設の概要」）には「公共事業による」と明記してください。（は一時資材置き場、仮設事務所、重機置き場等）公共事業協力による場合と、地主様の自己都合である場合でも、基本的には、固定資産税の取り扱いと同じである。

借地契約終了後（一時農転期間満了後）は農地に復旧し、一時農転完了届を提出すること。

一時農転の期間を過ぎて農地回復していない場合は、無断農転とみなされます。

農地回復する予定がない場合には、通常（永年）の農地転用の手続きをとること。

工事遅延等で引き続き借地をお願いした場合は一時農転期間の延長手続きを行うこと。

使用形態は工事期間中と同様であっても、手続きがなされていないければ、上記と同様に無断転用とみなされる。

別添資料 8【現況地目の認定について（依頼）】

平成 年 月 日

資産税課長様

課長

現況地目の認定について（依頼）

このことについて、下記土地に関わる地目の認定については、従前地目としてのご配慮をお願いいたします。

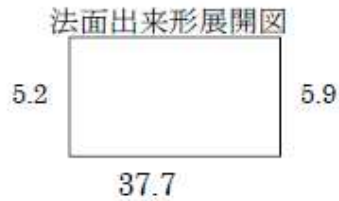
1. 該当地 岡崎市 町 - 番地  
地 目 畑  
面 積（全体面積）100m<sup>2</sup>  
（借地面積）100m<sup>2</sup>
2. 理 由 工事の資材置き場として借地するため。  
工事完了後は借地前状態に復旧
3. 期間 平成 年 月～平成 年 月
4. 連絡先 課 班 山田太郎 23 -

添付書類 農地転用許可の写し（表紙のみ）  
住宅地図（該当土地朱ぬり）  
公図の写し（該当土地朱ぬり）

別添資料 10【出来形測定時の注意事項】

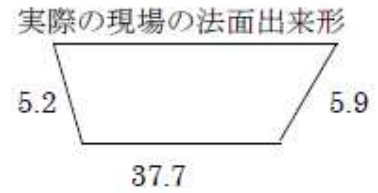
1) 舗装面積、法面整形等の展開図においては、出来形数値が実際の面積より大きくなるような計算とならないよう注意すること。

【例】

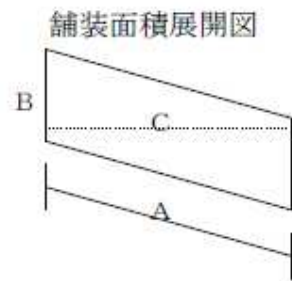


$$(5.2 + 5.9) \div 2 \times 37.7$$

計算式が正しいとすると、展開図の記載が不適切



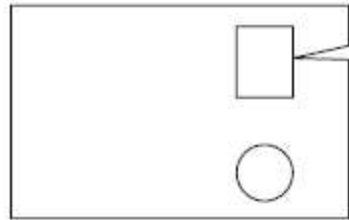
現場の面積は、左の計算式から得られる値と異なる



A × B は間違い  
C × B が正しい  
平行四辺形でなければ、ヘロンの公式で求める

2) 舗装面積控除部分の根拠となる寸法等を示すこと。

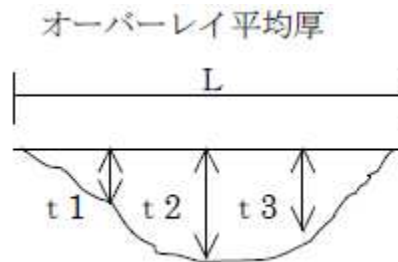
【例】



この控除部分が〇〇㎡という表示だけでは不十分  
〇〇㎡の根拠となる寸法を示すこと

3) オーバーレイ平均厚の計算に不適切な部分が多々あるので、注意すること。

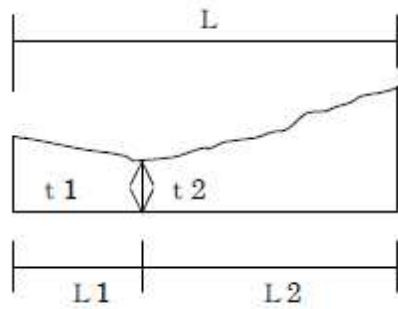
【例】



平均厚の計算で、  
(t1 + t2 + t3) / 3 は間違い  
4 スパンの側点が等間隔の場合、  
(t1 + t2 + t3) / 4 が正しい  
断面積は  
(t1 + t2 + t3) L / 4 となる

4) 舗装工事で、すき取り土量の計算に不適切な部分が多々あるので、注意すること。

【例】 すき取り土量



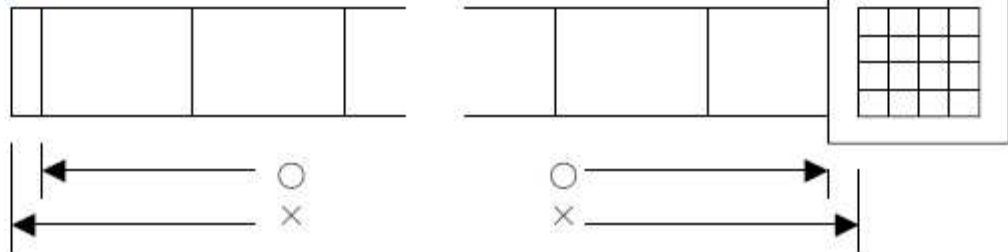
$t_3$

すき取り土量断面積の計算で、  
 $(t_1 + t_2 + t_3) L / 3$  は間違い  
 $(t_1 + t_2) L_1 / 2$   
 $+ (t_2 + t_3) L_2 / 2$  が正しい  
 $L_1 = L_2$  の場合  
 $(t_1 + 2 \times t_2 + t_3) L / 4$  となる

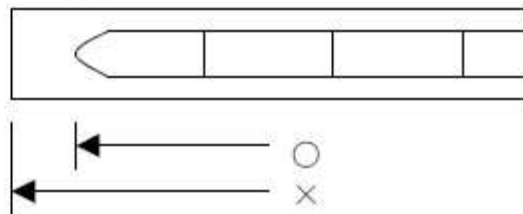
5) 側溝等の延長管理は適切な位置で管理すること。(延長はセンター管理)

【例】

側溝等延長管理



歩車道境界ブロック延長管理



## 別添資料 11【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の留意事項】

### 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の留意事項

（廃掃法第十二条の三「産業廃棄物処理票」）

（平成 13 年 4 月 1 日から施行された変更事項）

排出事業者は、最終処分（再生含む）予定場所をマニフェストに記載しなければならない。

（廃掃法第十二条の三第 1 項、同法施行規則第八条の二十一「管理票の記載事項」）

中間処理業者、最終処分業者、再生業者は、最終処分が終了した情報を、処分を委託した者にマニフェストにより通知しなければならない。（廃掃法第十二条の三第 2 項、同法施行規則第八条の二十五の二「処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付」）

排出事業者がマニフェストで最終処分終了を確認することが義務付けられました。180 日を過ぎても最終処分終了の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を確認し、行政に報告するなど必要な措置を講ずる必要がある。（廃掃法第十二条の三第 3 項、同法施行規則第八条の二十五の二「処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付」）

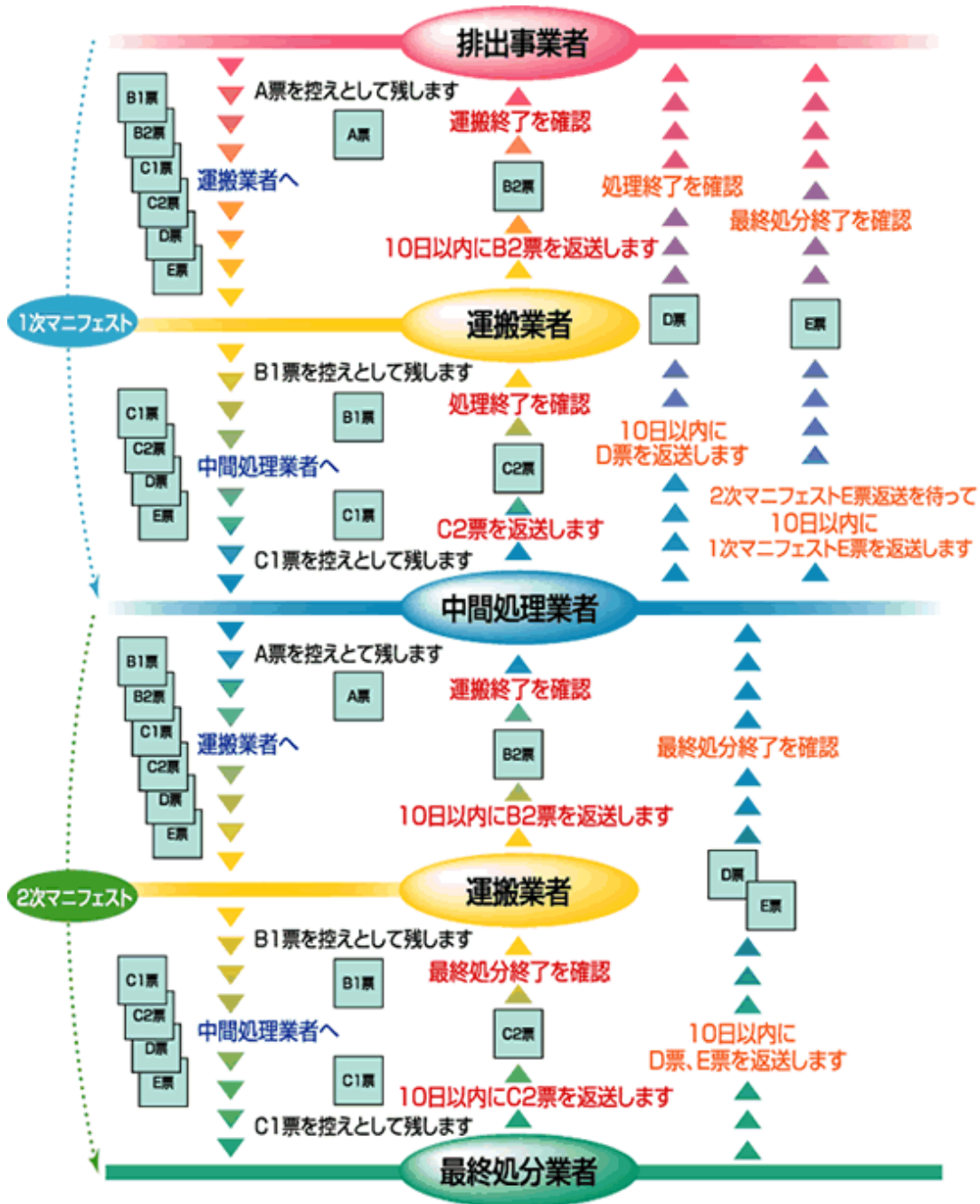
不適正処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載等があれば、措置命令の対象となります。また、罰則を受けることがある。（廃掃法第十二条の三第 7 項、同法施行規則第八条の二十九「管理票交付者が講ずべき措置」）

#### 交付手続

- ・ 運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となりますが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを 1 回の引渡しとしてマニフェストを交付して差し支えない。（同法施行規則第八条の二十「産業廃棄物管理票の交付」）
- ・ 廃棄物が 1 台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとにマニフェストを交付すること。（同法施行規則第八条の二十「産業廃棄物管理票の交付」）
- ・ 整理番号は排出事業者が必要に応じて伝票管理のために任意の番号を記入すること。
- ・ 交付担当者欄は、排出事業者の氏名、名称ではなく、実際にマニフェストの交付を担当した者の氏名を記載すること。（同法施行規則第八条の二十一「管理票の記載事項」）
- ・ 排出事業者は、B 1（収集運搬業者 2 社の場合）、B 2、D、E 票が返送されてきたとき、それぞれ A 票と照合した上で日付を記入し、確認者の検印又はサインをすること。（同法施行規則第八条の二十「産業廃棄物管理票の交付」）
- ・ 収集運搬車両番号、車種欄（4 t 車、10 t 車等）の記載忘れに注意すること。
- ・ 車番の記入欄のないものは、備考欄に記入すること。
- ・ 過積載に注意すること。
- ・ A 票には必ず数量を記入し、その他、形状・荷姿・処分先業者名・積替え保管の有無・中間処理方法等必要事項を記載すること。（同法施行規則第八条の二十一「管理票の記載事項」）
- ・ 収集運搬業者から A 票を必ず受け取ること。（収集運搬業者が運転者氏名記入後）・ 収集運搬業者から運搬終了日が記載されていないマニフェストが戻ってきた場合は、記載するよう指導すること。
- ・ 収集運搬業者は B 1 票を自ら保管し、運搬終了後 10 日以内の B 2 票の返送を確認すること。（廃掃法第十二条の三第 2 項、施行規則第八条の二十三「運搬受託者の管理票交付者への送付期限」）
- ・ 確認は直ちに、確実に行うこと。（遅すぎないように、また処理日より前の日付を入れないように、収集運搬業者 1 社に委託した場合に B 1 の確認をしないように等）
- ・ C 1 票が排出事業者に戻ることは不自然であることを認識してください。
- ・ 伝票交付後 90 日を過ぎても D 票が返送されない場合、伝票交付後 180 日を過ぎても E 票が返送されない場合は、当該委託に係る処分等の状況を把握し、行政に報告するなど適切な処置を講じること。排出事業者は返送されてきた B 1（収集運搬業者 2 社の場合）、B 2、D、E 票を 5 年間保存すること。（廃掃法第十二条の三第 7 項、同法施行規則第八条の二十六「管理票の保存期間」、同法施行規則第八条の二十八「管理票の写しの送付を受けるまでの期間」、同法施行規則第八条の三十「運搬受託者の管理票等の保存期間」）

# 処理体制の確立のために

## ■ マニフェスト マニフェストの流れ



注1 排出事業者 = 元請負者

注2 排出事業者が収集運搬及び処分の許可があり、自ら行う場合のマニフェストは、不要である。ただし、特記仕様書の様式と処分伝票は必要である。

別添資料 12

【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて】

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて

(平成 11 年 11 月 10 日厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長)

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条(以下「根株等」という。)は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」(昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知(以下「課長通知」という。))の記第 1 の 1 でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材として利用する場合については、次の「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

「根株等の利用について」

1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

(1) 自然還元利用等

工事現場内(当該工事箇所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。)での次の、に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

自然還元利用について

根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態で自然還元利用する場合。(必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする)

建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における侵食防止としての利用並びにチップ化することによる法面侵食防止材、マルチング<sup>1</sup>及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

(2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

2 根株等を製材用材として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材用材、ほだ木<sup>2</sup>、薪炭用材、パルプ用材などである。

- 1 : 植物の根まわりに敷きわらをして、土を肥沃にしたり、根を保護したり、雑草を抑制したりすること。稲ワラの他に黒いビニールシートや稲のモミ殻が良く使われる。
- 2 : 一般に椎茸栽培に使用される木材、または栽培に使われた廃材のこと。クヌギ、コナラが多い。

別添資料 13【現場で発生したコンクリート取り壊し材の処理について】

現場で発生したコンクリート取り壊し材の処理について

(平成 11 年 8 月 11 日 県土木部技術管理監通知)

- 1 原則は再資源化施設へ搬出するものとする。
- 2 河川工事において取り壊したコンクリートが、同一現場内において新たに設置する構造物に再利用されると判断される場合は、次のすべての条件を満たす場合に限り、再使用できるものとする。  
多自然型川づくりのための籠工（籠マット、蛇籠、フトン籠）であり、飛散防止、流下防止の措置をした構造物であること。  
5cm～40cm に破碎したものであること。  
特記仕様書に使用基準を明記すること。（例：籠マットの中詰材は現場で取り壊したコンクリート材を 5 cm～40 cm に破碎し、監督員の立会をうけたうえ使用すること。）
- 3 上記により難しい場合については、個別に関係機関と協議すること。

別添資料 14【作業主任者、作業指揮者の選任を必要とする業務】

表 1 . 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室またはシャフトの内部において行う作業）	高圧室内作業主任者免許を受けた者	高圧則第10条
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	安衛則第314条 316条
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立又は解体の作業	型わく支保工組立て等作業主任者技能講習修了者	安衛則第246条 247条
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了者	安衛則第321条 の3、321条の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さ又は深さが2m以上となる地山の掘削作業	地山の掘削作業主任者技能講習修了者	安衛則359条 360条
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切ばり又は腹おこしの取付け又は取はずしの作業	土止め支保工作業主任者技能講習修了者	安衛則374条 375条
ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者	安衛則第383条 の2、383条の3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者	安衛則第383条 の4、383条の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任者技能講習修了者	安衛則第403条 404条
足場の組立等作業主任者	吊り足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習修了者	安衛則第565条 566条
建築物等の鉄骨等の組立等作業主任者	建築物又は塔の鉄骨等の組立・解体・変更の作業（高さが5m以上）	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条 の4
鋼橋架設等作業主任者	金属製の橋梁の上部構造の架設・解体・変更の作業（高さが5m以上又は支間が30m以上）	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条 の5
コンクリート橋架設等作業主任者	コンクリート造の橋梁の上部構造の架設・解体・変更の作業（高さが5m以上又は支間が30m以上）	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条 の22
木造建築物の組立等作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付け作業	木造建築物の組立等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条 の12、安衛則第517条の13

コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者	安衛則第517条の17 安衛則第517条の18
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	第一種及び第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者	酸欠則第11条
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限る。携帯用は除く）を5台以上（自動送材式帯のこ盤が含まれる場合は3台以上）を有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習修了者	安衛則129条、130条
林業架線作業主任者	機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業（両設備とも、原動機の定格出力7.5kWを超え、支間の斜距離合計が350m以上、最大使用荷重200kg以上のいずれかに該当するものに限る）	林業架線作業主任者免許を受けた者	安衛則513条、514条
ボイラー据付工事作業主任者	ボイラーの据付けの作業（小型ボイラー、胴内径750mm以下かつ長さ1300mm以下の蒸気ボイラー、伝熱面積3㎡以下の蒸気ボイラー、伝熱面積14㎡以下の温水ボイラー、伝熱面積30㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器がある場合は他の制限あり）を除く）	ボイラー据付工事作業主任者技能講習修了者	ボイラー則16条、17条
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（小型圧力容器及び特定の内容積の容器を除く）の取扱い作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱い作業	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	ボイラー則62条、63条
有機溶剤作業主任者	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の場所等で有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、労働省令で定める作業	有機溶剤作業主任者技能講習修了者	有機則19条、19条の2
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	特定化学物質等作業主任者技能講習修了者	特化則27条、28条

表2. 作業指揮者の選任を必要とする業務

選任配置すべき者	業務内容	規則条文
車両系建設機械等修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理またはアタッチメントの装着及び取りはずしの作業	安衛則第165条
杭打(抜)機またはボーリングマシンの組立等作業指揮者	杭打機, 杭抜機又はボーリングマシンの組立, 解体, 変更又は移動の作業	安衛則第190条
コンクリート圧送用配管等の組立作業指揮者	輸送管等の組立又は解体の作業	安衛則第171条の3
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業(作業場所の状況, 種類, 能力等)について作業の計画を定め, これに基づき行う作業	安衛則第194条の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置もしくは取りはずしの作業	安衛則第194条の18
建設用リフト組立等作業指揮者	建設用リフトの組立又は解体の作業	ク則第191条
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役機械を用いて行う作業(運搬経路, 作業方法)について作業の計画に基づき行う作業	安衛則第151条の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着, 取りはずし作業	安衛則第151条の15
不整地運搬車の荷の積降し作業指揮者	一の荷で100k g以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	安衛則第151条の48
構内運搬車の荷の積降し作業指揮者	一の荷で100k g以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	安衛則第151条の62
貨物自動車の荷の積降し作業指揮者	一の荷で100k g以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	安衛則第151条の70
クレーンの組立等作業指揮者	クレーンの組立又は解体の作業	ク則第33条
移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立又は解体の作業	ク則第75条の2
デリックの組立等作業指揮者	デリックの組立または解体の作業	ク則第118条
エレベータ組立等作業指揮者	屋外に設置するエレベータの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立又は解体の作業	ク則第153条
墜落防止作業指揮者	建築物, 橋梁, 足場等の組立, 解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業(ただし, 作業主任者の選任を要する作業を除く)	安衛則第529条
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接, 溶断または加熱の作業	安衛則第389条の3
停電・活線作業	停電作業又は高圧, 特別高圧の電路の活線, 活線近接作業	安衛則第350条
危険物の取扱い作業	危険物等の取扱い作業	安衛則第257条

注) 建設機械施工に関連の深いもののみ掲載

表3. 就業制限を必要とする危険・有害業務

業務内容		資格要件	規則条文
クレーンの運転	吊り上げ荷重が5t以上	クレーン運転士	安衛令第20条 ク則第22条
床上操作式クレーンの運転	吊り上げ荷重が5t以上	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	安衛令第20条 ク則第22条
移動式クレーンの運転	吊り上げ荷重が5t以上 (道路上の走行運転を除く。)	移動式クレーン運転士(道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条 ク則第68条
小型移動式クレーンの運転	吊り上げ荷重が1t以上5t未満	移動式クレーン運転士・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条 ク則第108条
デリックの運転	吊り上げ荷重が5t以上	デリック運転士	安衛令第20条
車両系建設機械の運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	機体重量3t以上(道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士(二級の第1種又は第2種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士(第1種,第2種又は第3種) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者・その他(道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
車両系建設機械の運転(基礎工事用)	機体重量3t以上(道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士(二級の第6種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士(第6種) 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者・その他(道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
車両系建設機械の運転(解体用)	機体重量3t以上(道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士(二級の第2種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士(第2種) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者・その他(道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
ショベルローダの運転	最大荷重が1t以上(道路上の走行運転を除く。)	ショベルローダ等運転技能講習修了者(道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
不整地運搬車の運転	最積載量が1t以上(道路上の走行運転を除く。)	一級建設機械施工技士(二級の第1種相当の施工法を選択した者) 二級建設機械施工技士(第1種) 車両系建設機械(不整地運搬車)運転技能講習修了者・その他(道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条
高所作業車の運転	作業床の高さが10m以上	高所作業車運転技能講習修了者 (道路上の走行運転は、道路交通法による免許必要)	安衛令第20条

玉掛け作業	吊り上げ荷重が1t以上のクレーン，移動式クレーンもしくはデリックの玉掛け作業	玉掛け技能講習修了者 その他	安衛令第20条 ク則第22条
フォークリフトの運転	最大荷重1t以上のフォークリフトの運転	フォークリフト運転技能講習修了者	安衛令第20条
ガス溶接作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断の作業	ガス溶接作業技能講習修了者	安衛令第20条

表4．特別教育を必要とする危険・有害業務

業務内容	要件	規則条文
クレーンの運転	1.吊り上げ荷重が5 t未満のクレーンの運転 2.吊り上げ荷重が5 t以上の跨線テルハの運転	特別教育修了者 安衛則第36条 ク則第21条
移動式クレーンの運転	吊り上げ荷重が1 t未満の移動式クレーンの運転	特別教育修了者 安衛則第36条 ク則第6条
建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条 ク則第183条
デリックの運転	吊り上げ荷重が5 t未満のデリックの運転	特別教育修了者 安衛則第36条 ク則第10条
車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)の運転	機体重量3 t未満のもので、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行運転を除く。	特別教育修了者 安衛則第36条
車両系建設機械(基礎工事用)の運転	同上	特別教育修了者 安衛則第36条
基礎工事用建設機械の運転	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条
車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転席における操作を除く)	特別教育修了者 安衛則第36条
車両系建設機械(締固め用)の運転	ローラ運転の業務(道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則第36条
車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者 安衛則第36条
車両系建設機械(解体用)の運転	機体重量3 t未満のもので、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務。ただし、道路上の走行運転を除く。	特別教育修了者 安衛則第36条
ポーリングマシンの運転	ポーリングマシンの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条
高所作業車の運転	作業床の高さが10メートル未満の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則第36条
フォークリフトの運転	フォークリフトの運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条
不整地運搬車の運転	最大積載量が1 t未満の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則第36条
ショベルローダ等の運転	最大荷重が1 t未満のショベルローダ又はフォークローダの運転の業務(道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則第36条
軌道動力車の運転	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務	特別教育修了者 安衛則第36条
圧縮機の操作	作業室及び気こう室へ送気するため空気を圧縮機を運転する業務	特別教育修了者 安衛則第36条 高圧則第11条
玉掛作業	吊り上げが荷重1 t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別教育修了者 安衛則第36条 ク則第222条

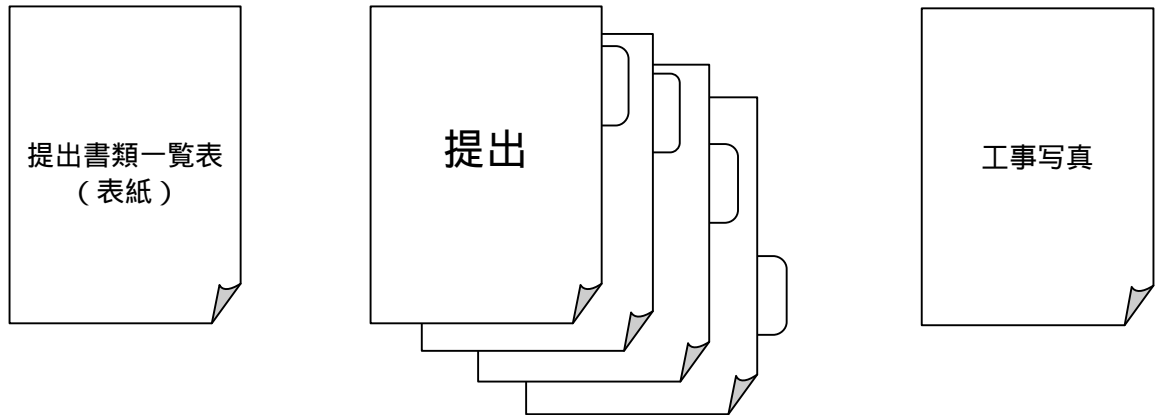
ゴンドラの操作	ゴンドラの操作	特別教育修了者	安衛則第3 6条 ゴ則第1 2条
巻上げ機の運転	動力駆動の巻上げ機(電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転	特別教育修了者	安衛則第3 6条
フォークリフトの運転	最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転	特別教育修了者	安衛則第3 6条
アーク溶接	アーク溶接の作業	特別教育修了者	安衛則第3 6条
ジャッキ式吊り上げ装置	ジャッキ式吊り上げ機械の調整又は運転の業務	特別教育修了者	安衛則第3 6条

別添資料15【参考サイト】

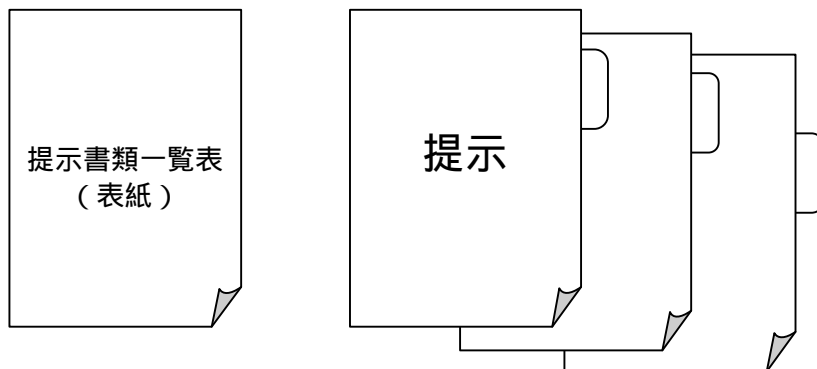
関連サイト：国土交通省 建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて
<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm">http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm</a>

## 第6章 工事関係図書の取りまとめについて

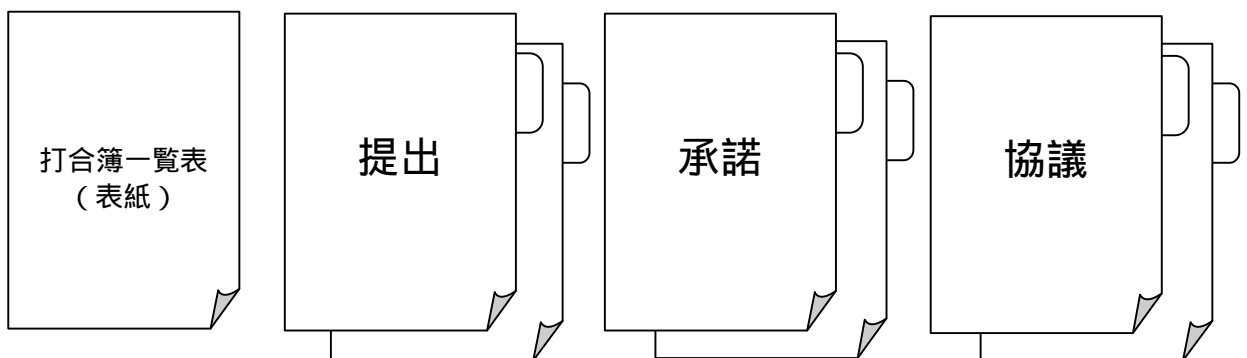
- ・ **提出書類の整理例** 各書類をインデックス等にて分かりやすくワンファイルにして整理するとよい。(工事写真以外)



- ・ **提示書類の整理例** 各書類をインデックス等にて分かりやすくワンファイルにして整理するとよい。



- ・ **打合簿の整理例** 各打合簿を提出、承諾、協議、にまとめインデックス等にて分かりやすくワンファイルにして整理するとよい



提出をする書類（工事完了時提出をする書類）

関連 P C	書 類 名 称
P C 2 7 P C 2 8	設計図書の照査チェック表
P C 2 9	施工計画書
P C 3 1	材料承諾書
P C 3 2	使用材料管理表
P C 3 5 P C 3 6	出来形管理表・出来形管理図
P C 3 7	品質試験結果
P C 3 8 P C 3 9	段階確認書・施工状況把握報告書
P C 4 0	マニフェスト管理台帳
P C 4 2 P C 4 3	再生資源利用及び同利用促進計画書、同実施書
P C 4 5	工事履行報告書、実施工程表
P C 4 6	工事記録
P C 4 7	社内検査報告書、完成届
P C 5 4	交通誘導員報告書
その他	打合簿（提出・承諾・協議）
"	工事写真
"	施工プロセスチェックリスト
"	監督職員との協議による書類

**提示をする書類（請負者が作成し保管をする書類）**

関連 P C	書類名称
P C 3	カルテ内容確認書
P C 4	カルテ登録受領書
P C 5	建設業退職金共済契約者証（写）
P C 7	各退職金共済証明書（写） 就業規則（写）
P C 1 5	作業手順書
P C 2 6	作業主任者資格者証等（写）
P C 3 2	使用材料納入伝票
P C 4 1	産業廃棄物管理表（マニフェスト）
P C 4 9	K Y ・ T B M 活動記録簿
P C 5 0	新規入場者教育記録簿
P C 5 1	安全訓練実施報告書
P C 5 2	安全巡視記録簿
P C 5 3	災害防止協議会等活動記録簿・社内パトロール記録簿
P C 5 5	交通誘導員資格者証（写）・誘導業務経歴書
P C 5 6	車両検収、積載管理表・積載伝票
P C 5 7	仮設等管理点検記録簿
	その他、請負者の作成書類

## 第7章 補 足

### 《期間の定めについて》

- ・ 岡崎市工事請負契約約款第9条 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法及び商法の定めによるところによるものとする。
- ・ 民法第139条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。
- ・ 民法第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。**(初日不参入の原則)**
- ・ 民法第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。
- ・ 民法第142条 期間の末日が休日に当たるきは、期間は、その翌日をもって満了とする。
- ・ 商法第520条 請求その他の行為は取引時間内に行わなくてはならない。
- ・ 市条例第34条 日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日は岡崎市の休日
- ・ 検査日の日数の規定は完成の通知を受けた日**(初日参入)**から、日曜日、土曜日、休日等を含む14日以内の日数である。(政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第5条第1項)

契約締結後7日以内とは？

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
契約	1	2	3	4	5	6	7				
	契約	1	2	3	4	5	6	7			
		契約	1	2	3	4	5	6	7		
			契約	1	2	3	4	5	6	7	
				契約	1	2	3	4	5	6	7

完成の通知から14日以内とは？

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
	完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
		完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
			完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
				完成 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

**公共工事の適正な管理のために**

初版 平成 18年 4月 1日 発行  
改訂 1版 平成 19年 7月 1日 発行  
改訂 2版 平成 21年 1月 1日 発行  
改訂 3版 平成 21年 4月 1日 発行  
改訂 4版 平成 21年 7月 1日 発行  
改訂 5版 平成 22年 1月 1日 発行  
改訂 6版 平成 22年 7月 1日 発行  
改訂 7版 平成 23年 1月 1日 発行

**岡崎市 土木建設部技術管理課**